

2022/4/1

# 和木町 公共施設等総合管理計画 (改訂版)

公共施設マネジメントの推進にむけて

平成 28 年 3 月  
(平成 30 年 5 月改訂)  
(令和 4 年 3 月改訂)



# 目 次

## 第1章 公共施設等総合管理計画の目的

- 1. 計画策定の背景 . . . . . 1
- 2. 計画の位置づけ . . . . . 2
- 3. 計画期間 . . . . . 3

## 第2章 町の概要

- 1. 町勢の概要 . . . . . 4
- 2. 人口の動向と将来予測 . . . . . 5
- 3. 財政状況 . . . . . 6

## 第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

- 1. 対象施設の分類と現状 . . . . . 8
- 2. 更新推計費用 . . . . . 14

## 第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

- 1. 公共施設等における現状と課題の整理 . . . . . 24
- 2. 基本方針 . . . . . 25
- 3. 実施方針 . . . . . 26
- 4. 推進体制 . . . . . 32

## 第5章 施設類型ごとの基本方針

- 1. 学校教育系施設 . . . . . 33
- 2. 町民文化系施設 . . . . . 36
- 3. 社会教育系施設 . . . . . 39
- 4. スポーツ・レクリエーション系施設 . . . . . 41
- 5. 子育て支援施設 . . . . . 43
- 6. 保健・福祉施設 . . . . . 45
- 7. 行政系施設 . . . . . 47
- 8. 公営住宅 . . . . . 49
- 9. 公園 . . . . . 54
- 10. 供給処理施設 . . . . . 56
- 11. その他施設 . . . . . 58
- 12. 土木系公共施設 . . . . . 60
- 13. 企業会計施設（簡易水道施設） . . . . . 61
- 14. 企業会計施設（下水道施設） . . . . . 63
- 15. 一部事務組合 . . . . . 65

- 巻末資料 . . . . . 66



# 第 1 章 公共施設等総合管理計画の目的

## 1. 計画策定の背景

我が国においては、高度経済成長期における人口増加及び社会変化により、公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の整備が進められてきました。しかし、当時建設された公共施設等の多くが、およそ 60 年とされる耐用年数を超過しており、今後大規模改修や修繕、建替えが必要となります。一方、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる国債残高も、年間約 34 兆円のペースで増加しており、我が国の財政は危機的状況にあります。それに加え、当面の間、高齢者の増加等による社会保障費の増加、また、生産年齢（15 歳～64 歳）人口の減少に伴う税収の減少等が続くと考えられており、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予想されています。

地方公共団体においても、人口の減少、少子高齢化の進行、さらには高度な情報化社会の到来等、社会や経済情勢が大きく急速に変化する中で、多様化する社会的ニーズ及び町民ニーズに対応できる行政サービスの提供及び財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

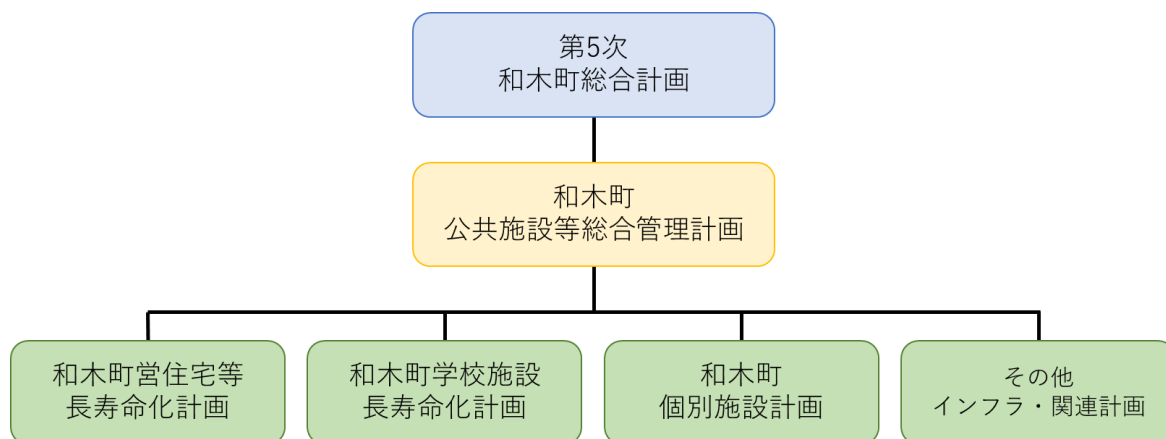
このような状況下において、国は「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25（2013）年 11 月に『インフラ長寿命化基本計画』を策定しました。各地方公共団体も国の動きにあわせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画を平成 27（2015）年度に策定しました（以下、「本計画」という。）。また、施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した『和木町個別施設計画』を令和 2（2020）年度に策定し、さらに個別施設計画や長寿命化計画等の内容やこれまでの取り組み状況を踏まえ、本計画を策定してからおよそ 6 年が経過したこともあり、本計画の改訂を行うことになりました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である『第5次和木町総合計画』の下位に位置し、各政策分野の中で公共施設等に関連する取組みに対して、分野横断的な指針を提示するものです。また、『和木町営住宅等長寿命化計画』、『和木町学校施設等長寿命化計画』、『和木町個別施設計画』、『和木町橋梁長寿命化修繕計画』等の個別の公共施設等に関連する計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を図ることとします。

また、本町が目指す将来の都市像である「緑の風薫る文化のまち和木町」を踏まえ、公共施設等の整備を図ることが重要となります。

図表 1-1 : 計画の位置づけ

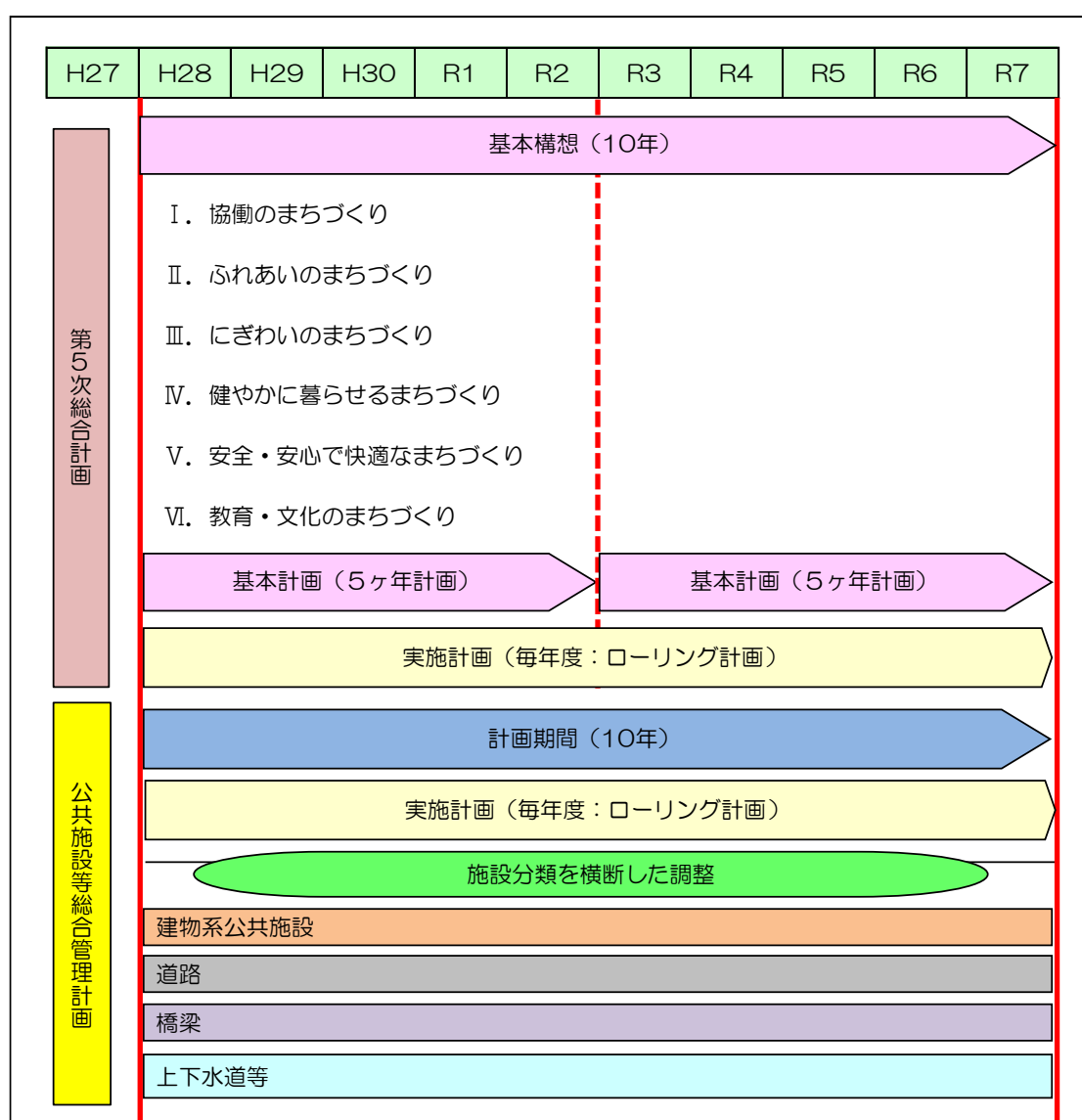


### 3. 計画期間

計画期間は、『第5次和木町総合計画』との整合性を計る必要があることから、総合計画の基本構想、基本計画を踏まえ、「10年間」とします。計画事業については、社会情勢の変化や財政事情等を勘案しながら適宜検討を加えて策定していきます。

本計画のローリング<sup>1</sup>については、社会情勢やニーズ等の変化、関連する計画の修正等により、本計画の内容に見直しが必要となった場合は、適宜柔軟に見直しを行うこととします。

図表 1-2：計画期間（イメージ）



<sup>1</sup> 施策・事業について、現実と計画のズレを埋めるために、転がすように見直しや修正等を定期的に行うこと。

## 第2章 町の概要

### 1. 町勢の概要

#### (1) 位置・地勢

本町は、山口県の最東端に位置し、広島県と小瀬川を挟んで隣接しています。町域は岩国市と接し、北は広島県大竹市、東は瀬戸内海に面しています。行政区域面積は 10.58 ㎢となっています。

地勢は、南側に緑豊かな山々を擁し、北側を小瀬川に接した低い地域で東西に開け、小瀬川河口部の堆積地の上にできた町です。気候は、瀬戸内海気候であり、気温は四季を通して温度差が少なく、年間平均気温は 15～16℃です。風向きは年間を通じて西南西、南西、南南西が多く、瀬戸内海から吹く東よりの風の日数は春夏に多く、年間では 5～6%の日数です。

図表 2-1 : 本町の位置



#### (2) 沿革・歴史

本町の沿革・歴史は、江戸時代には岩国藩の配下であり、明治の廃藩置県の際には、小瀬・和木・関ヶ浜・瀬田の 4 村を統治して小瀬川村となり、明治 32 (1899) 年に小瀬村と分離して和木村が誕生しました。そして、昭和 48 (1973) 年に現在の和木町となりました。

※和木町ホームページ 町のプロフィールより一部抜粋

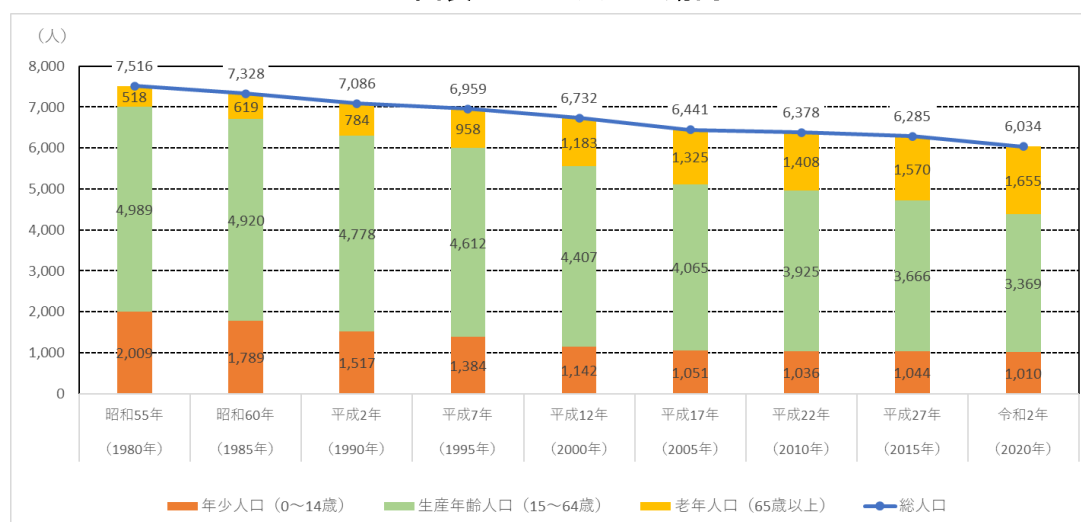
## 2. 人口の動向と将来予測

### (1) 人口の動向と将来予測

昭和 55（1980）年の国勢調査で 7,516 人だった本町の人口は、令和 2（2020）年の国勢調査では 6,034 人と、40 年間で約 20%減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が行っている将来の人口推計によると、令和 27（2045）年までに、さらに約 32%減少するという推計結果が出ています（令和 27（2045）年推計：5,083 人）。

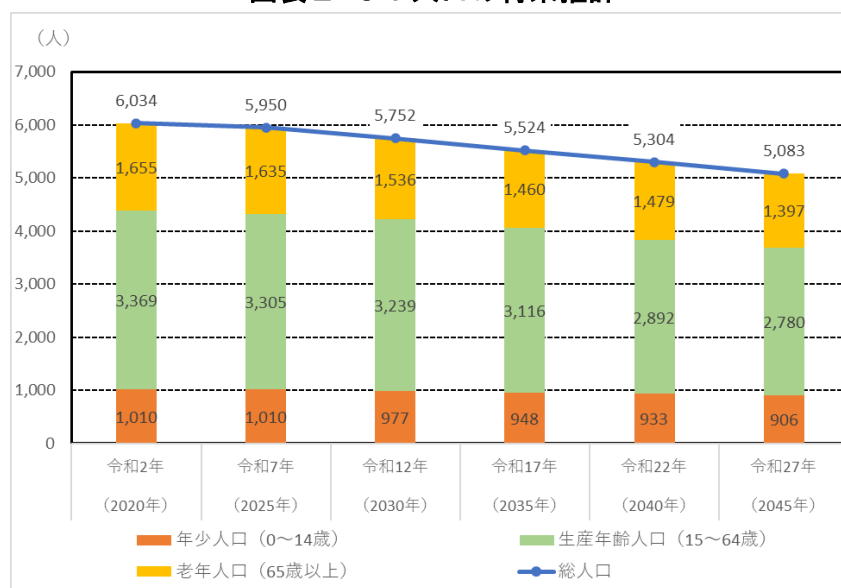
次に年齢区分別でみると、昭和 55（1980）年から令和 2（2020）年までの 40 年間で 14 歳以下の人口が半数近く減少しています。一方で、65 歳以上の人口は増加を続け、同じ 40 年間で 65 歳以上の人口が約 3 倍まで増加しています。

図表 2-2：人口の動向



※国勢調査

図表 2-3：人口の将来推計

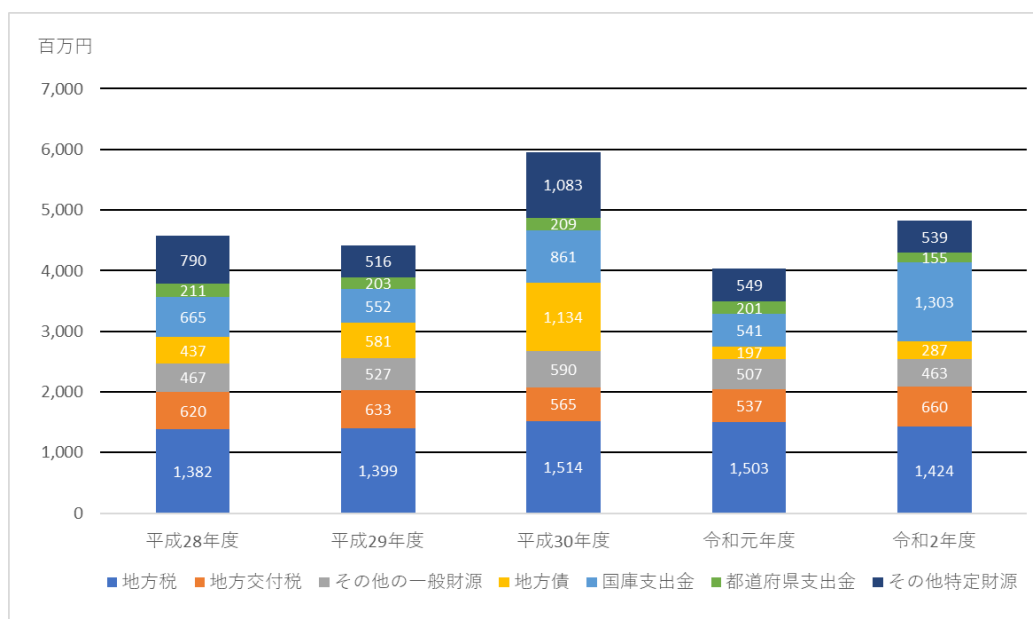


※令和 2（2020）年は国勢調査による確定値  
 ※令和 7（2025）年以降は社人研による推計値

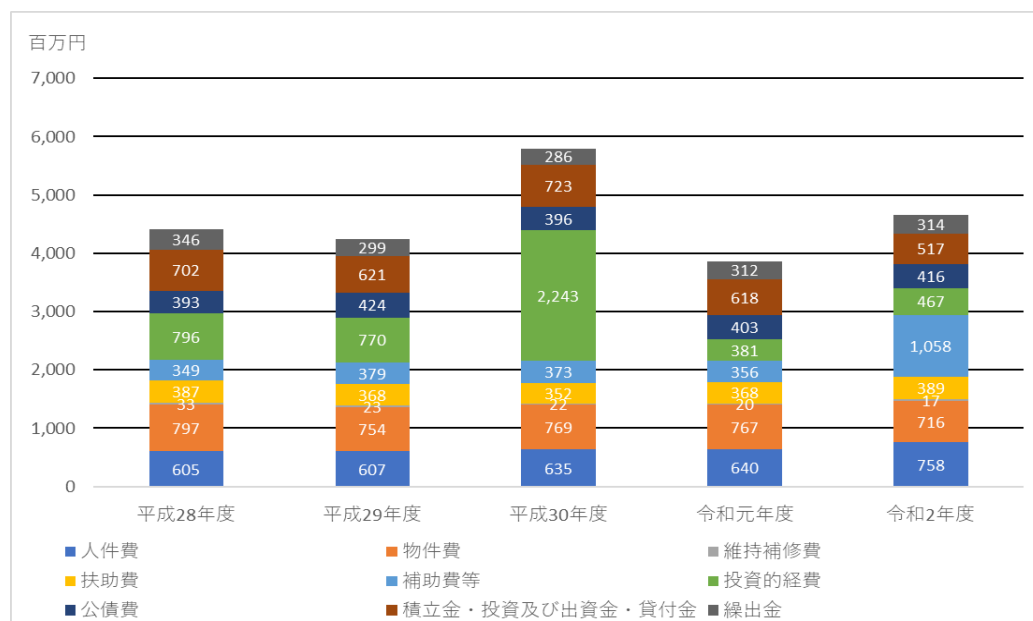
### 3. 財政状況

本町の決算規模は、およそ 45 億円程度になります。平成 30（2018）年度において、歳入では地方債が大きく増加し、同時に歳出では投資的経費が同様に増加しています。これは、和木こども園の新設工事、緑ヶ丘団地の新築工事及び岩国市ごみ焼却施設建設負担金によるものです。

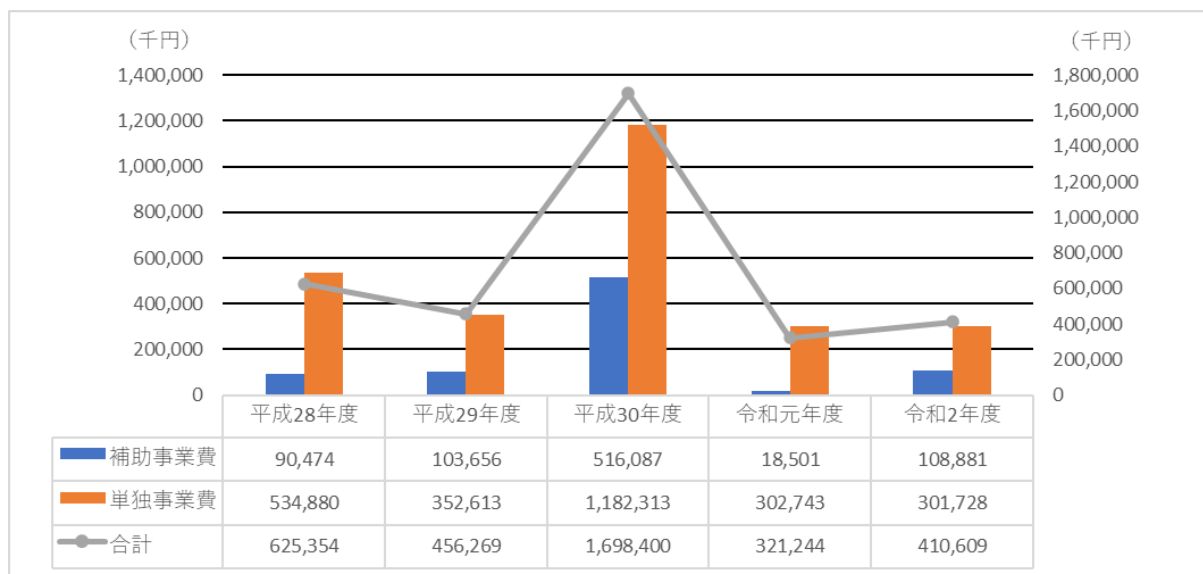
図表 2-4：歳入額の推移



図表 2-5：歳出額の推移



図表 2-6 : 投資的経費の推移



## 第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

### 1. 対象施設の分類と現状

本町が保有している全施設（行政財産）を対象とします。施設は、下記の区分表に従って分類していきます。

建物系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）、企業会計施設の3つの類型に区分し、建物系公共施設（ハコモノ）は、さらに機能別に学校教育系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、その他施設の13に分類し整理します。また、土木系公共施設は、道路、橋梁の2分類、企業会計施設は、簡易水道施設、下水道施設の2分類に整理します。

#### （1）建物系公共施設の現状

図表3-1：対象施設の分類

| 類型区分        | 大分類              | 中分類          | 主な施設             |
|-------------|------------------|--------------|------------------|
| 建物系<br>公共施設 | 学校教育系施設          | 小中学校         | 和木小学校、和木中学校      |
|             |                  | その他教育施設      | 給食センター           |
|             | 町民文化系施設          | 集会施設         | 集会所              |
|             |                  | 文化施設         | 文化会館、和木駅交流プラザ    |
|             | 社会教育系施設          | 博物館等         | 和木美術館            |
|             |                  | その他社会施設      | 総合コミュニティセンター、公民館 |
|             | スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設       | 和木町体育センター        |
|             | 産業系施設            | 産業系施設        | 該当なし             |
|             | 子育て支援施設          | 幼稚園・保育園・こども園 | 和木こども園           |
|             |                  | 幼児・児童施設      | 放課後児童クラブ         |
|             | 保健・福祉施設          | その他保健福祉施設    | 総合福祉会館、福祉農園等     |
|             | 医療施設             | 医療施設         | 該当なし             |
|             | 行政系施設            | 庁舎等          | 町役場庁舎等           |
|             |                  | 消防施設         | 消防車庫、消防団機材庫      |
|             | 公営住宅             | 公営住宅         | 公営住宅             |
|             | 公園               | 公園           | 蜂ヶ峯総合公園、八幡山公園    |
|             | 供給処理施設           | 供給処理施設       | 塵芥処理場、リサイクルセンター  |
|             | その他施設            | その他施設        | 斎場、和木保育所、和木幼稚園等  |

| 類型区分        | 大分類    | 中分類    | 主な施設          |
|-------------|--------|--------|---------------|
| 土木系<br>公共施設 | 道路     | 町道     | 1 級町道、2 級町道等  |
|             |        | 林道     | 林道            |
|             | 橋梁     | 橋梁     | PC 橋、RC 橋、鋼橋等 |
| 企業会計<br>施設  | 簡易水道施設 | 簡易水道施設 | 浄水場、管渠等       |
|             | 下水道施設  | 下水道施設  | ポンプ場、管渠等      |

また、建物系公共施設の分類ごとの延床面積等の現状は、以下のとおりです。

図表 3-2：対象施設の分類

| 類型区分        | 大分類              | 中分類          | 棟数（棟） | 延床面積（㎡）   |
|-------------|------------------|--------------|-------|-----------|
| 建物系<br>公共施設 | 学校教育系施設          | 小中学校         | 14    | 16,296.80 |
|             |                  | その他教育施設      | 2     | 391.80    |
|             | 町民文化系施設          | 集会施設         | 23    | 2,119.90  |
|             |                  | 文化施設         | 3     | 3,457.49  |
|             | 社会教育系施設          | 博物館等         | 1     | 386.32    |
|             |                  | その他社会施設      | 13    | 4,350.08  |
|             | スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設       | 2     | 1,715.02  |
|             | 子育て支援施設          | 幼稚園・保育園・こども園 | 1     | 3,495.39  |
|             |                  | 幼児・児童施設      | 1     | 304.66    |
|             | 保健・福祉施設          | その他保健福祉施設    | 6     | 748.03    |
|             | 行政系施設            | 庁舎等          | 3     | 3,175.09  |
|             |                  | 消防施設         | 6     | 551.62    |
|             | 公営住宅             | 公営住宅         | 83    | 18,581.04 |
|             | 公園               | 公園           | 22    | 1,436.22  |
|             | 供給処理施設           | 供給処理施設       | 5     | 469.09    |
|             | その他施設            | その他施設        | 20    | 2,784.67  |
| 合 計         |                  |              | 205   | 60,263.22 |

※令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

## (2) 土木系公共施設の現状

本町が保有している土木系公共施設は、以下のとおりです。

| 類型区分        | 大分類 | 中分類 | 小分類         | 実延長 (m)   | 道路部面積 (㎡)  |
|-------------|-----|-----|-------------|-----------|------------|
| 土木系<br>公共施設 | 道路  | 町道  | 1 級町道       | 9,553.00  | 81,980.00  |
|             |     |     | 2 級町道       | 5,559.00  | 42,227.00  |
|             |     |     | その他の町道      | 36,243.00 | 125,490.00 |
|             |     | 林道  | 林道          | 4,334.00  | 15,630.00  |
|             | 橋梁  | 橋梁  | PC 橋 (4 本)  | 146.70    | 2,624.90   |
|             |     |     | RC 橋 (23 本) | 101.25    | 505.21     |
|             |     |     | 鋼橋 (3 本)    | 29.84     | 76.50      |
|             |     |     | 木橋 (1 本)    | 3.60      | 2.52       |
|             |     |     | 石橋 (1 本)    | 2.70      | 8.91       |

※令和 3 (2021) 年 3 月 31 日時点

## (3) 企業会計施設の現状

本町が保有している企業会計施設は、以下のとおりです。

| 類型区分       | 大分類    | 中分類         | 小分類      | 総量         |
|------------|--------|-------------|----------|------------|
| 企業会計<br>施設 | 簡易水道施設 | 簡易水道施設 (施設) | 施設 (8 棟) | 332.50 ㎡   |
|            |        | 簡易水道施設 (管渠) | 導水管      | 745.00m    |
|            |        |             | 送水管      | 2,599.00m  |
|            |        |             | 配水管      | 13,827.00m |
|            | 下水道施設  | 下水道施設 (施設)  | 施設 (7 棟) | 1,204.03 ㎡ |
|            |        | 下水道施設 (管渠)  | 汚水管      | 35,000.00m |
|            |        |             | 雨水管      | 18,000.00m |
|            |        |             | 合流管      | 7,000.00m  |

※令和 3 (2021) 年 3 月 31 日時点

#### （４）建物系公共施設の保有量の推移

本町が保有している建物系公共施設について、平成 27（2015）年度の本計画の初版策定時と令和 3（2021）年度の改訂版策定時において、施設の棟数及び延床面積の比較を行いました。地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備・更新により、施設の延床面積について、正確な数値の把握が可能となりました。また、初版策定時と改訂版策定時を比較すると、合計で 2,262.02 ㎡増加しています。これは、和木こども園の新設等による延床面積の増加が影響しています。なお、和木幼稚園・和木保育所は、その他施設へ施設分類の振り分けを行っています。

図表 3-3：建物系公共施設の推移

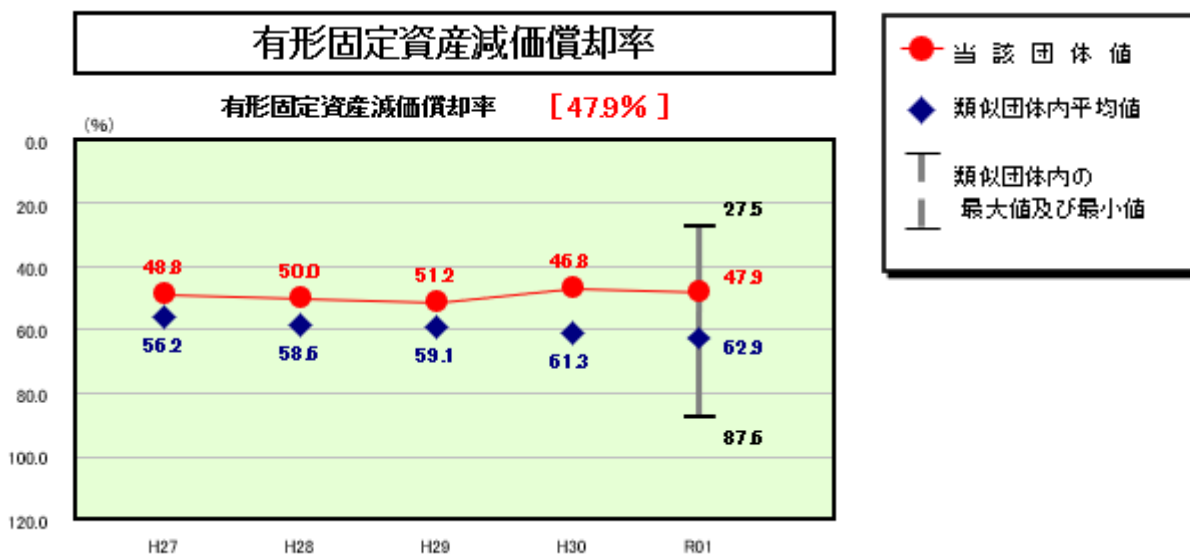
| 連番  | 大分類              | 中分類          | 平成 27 年度<br>初版管理計画 |             | 令和 3 年度<br>改訂版管理計画 |             |
|-----|------------------|--------------|--------------------|-------------|--------------------|-------------|
|     |                  |              | 棟数<br>(棟)          | 延床面積<br>(㎡) | 棟数<br>(棟)          | 延床面積<br>(㎡) |
| 1   | 学校教育系施設          | 小中学校         | 14                 | 16,296.00   | 14                 | 16,296.80   |
| 2   |                  | その他教育施設      | 2                  | 392.00      | 2                  | 391.80      |
| 3   | 町民文化系施設          | 集会施設         | 25                 | 5,495.00    | 23                 | 2,119.90    |
| 4   |                  | 文化施設         | —                  | —           | 3                  | 3,457.49    |
| 5   | 社会教育系施設          | 博物館等         | 1                  | 386.00      | 1                  | 386.32      |
| 6   |                  | その他社会施設      | 10                 | 6,229.00    | 13                 | 4,350.08    |
| 7   | スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設       | 2                  | 1,715.00    | 2                  | 1,715.02    |
| 8   | 子育て支援施設          | 幼稚園・保育園・こども園 | 13                 | 2,015.00    | 1                  | 3,495.39    |
| 9   |                  | 幼児・児童施設      | 1                  | 305.00      | 1                  | 304.66      |
| 10  | 保健・福祉施設          | その他保健福祉施設    | 6                  | 747.00      | 6                  | 748.03      |
| 11  | 行政系施設            | 庁舎等          | 3                  | 3,175.00    | 3                  | 3,175.09    |
| 12  |                  | 消防施設         | 6                  | 551.00      | 6                  | 551.62      |
| 13  | 公営住宅             | 公営住宅         | 84                 | 18,100.20   | 83                 | 18,581.04   |
| 14  | 公園               | 公園           | 22                 | 1,436.00    | 22                 | 1,436.22    |
| 15  | 供給処理施設           | 供給処理施設       | 5                  | 585.00      | 5                  | 469.09      |
| 16  | その他施設            | その他施設        | 4                  | 574.00      | 20                 | 2,784.67    |
| 合 計 |                  |              | 198                | 58,001.20   | 205                | 60,263.22   |

※令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

### (5) 有形固定資産減価償却率の推移

本町の平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度における有形固定資産減価償却率は、平成 30（2018）年度に大きく下降し、令和元（2019）年度において 50%を下回っている状況であり、類似団体平均と比較しても、低い状況となっています。

図表 3-4：有形固定資産減価償却率の推移



#### 有形固定資産減価償却率の分析欄

類似団体平均より低い数値となっている。

近年、小中学校、こども園、町営住宅、公民館分館をそれぞれ建替えており、事業費も大きかったため、全体の減価償却率が低くなっているものと考えられる。

令和 2（2020）年度に公民館分館 1 棟が建設完了し、令和 3（2021）年度も町営住宅 1 棟を建設完了見込のため、今後も有形固定資産減価償却率は低い数値を維持するものと考えている。ただし、個別の施設では耐用年数に近いものや、経過した施設もあるため、引き続き改修や建替えなど計画的に対応していきたい。

※令和元（2019）年度 財政状況資料集

## （６）過去に行った対策の実績

本計画の初版策定（平成 27（2015）年 3 月）以降に、公共施設マネジメントとして実施した対策は、以下のとおりです。なお、道路や橋梁に係る改良工事、上下水道に係る設備や管渠等の修繕については、規模の大小はありますが毎年度実施しています。

図表 3-5：対策の実績

### ■主な改修等事業

| 施設（建物）名称   | 内容                  | 対策実施年度                |
|------------|---------------------|-----------------------|
| 公民館瀬田分館    | 瀬田分館新築工事（建替え）       | 平成 30 年度<br>（2018 年度） |
| 緑ヶ丘団地第 2 棟 | 緑ヶ丘団地第 2 棟建設事業（建替え） | 平成 30 年度<br>（2018 年度） |
| 和木こども園     | 和木こども園整備事業（幼保統合）    | 令和元年度<br>（2019 年度）    |
| 文化会館       | 外壁丸柱タイル改修工事         | 令和元年度<br>（2019 年度）    |
| 公民館関ヶ浜分館   | 関ヶ浜分館新築工事（建替え）      | 令和 2 年度<br>（2020 年度）  |

### ■主な除却事業

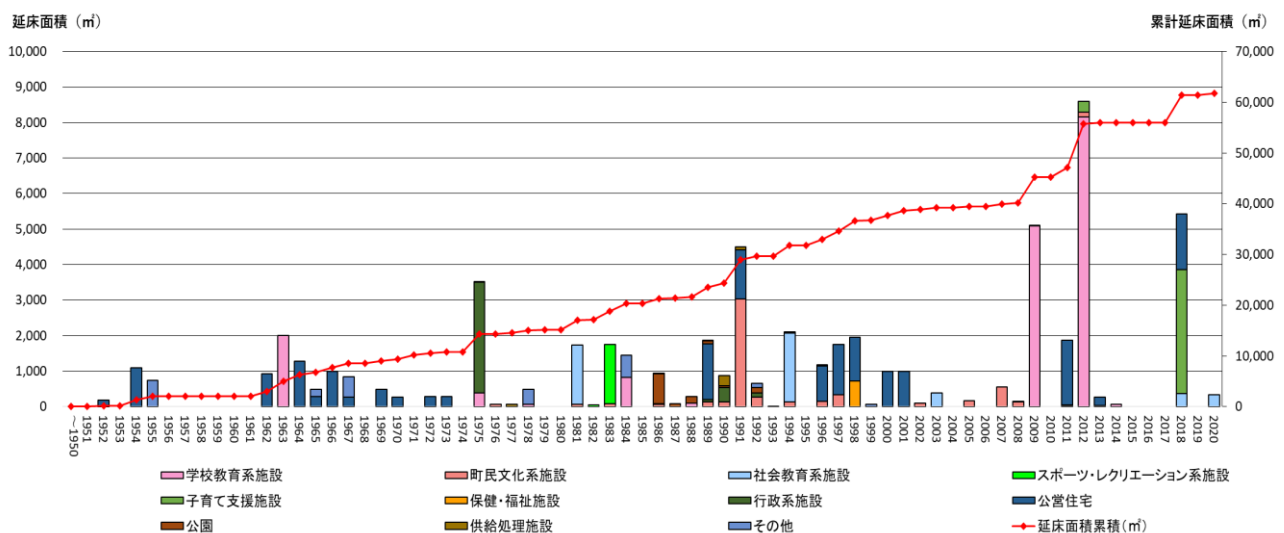
| 施設（建物）名称                  | 延床面積（㎡） | 対策実施年度               |
|---------------------------|---------|----------------------|
| 緑ヶ丘団地（緑ヶ丘団地 No.37～No.42）  | 262.80  | 令和 2 年度<br>（2020 年度） |
| 緑ヶ丘団地（緑ヶ丘団地 No.71～No.76）  | 262.80  | 令和 2 年度<br>（2020 年度） |
| 緑ヶ丘団地（緑ヶ丘団地 No.89～No.94）  | 262.80  | 令和 2 年度<br>（2020 年度） |
| 緑ヶ丘団地（緑ヶ丘団地 No.95～No.100） | 262.80  | 令和 2 年度<br>（2020 年度） |

## 2. 更新費用推計

### (1) 築年別整備状況

直近10年間の整備状況をみると、平成24（2012）年度の和木小学校（学校教育系施設）、平成30（2018）年度の和木こども園（子育て支援施設）の整備が目立っています。また、昭和56（1981）年の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の約30%を占めています。なお、建築後30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されます。

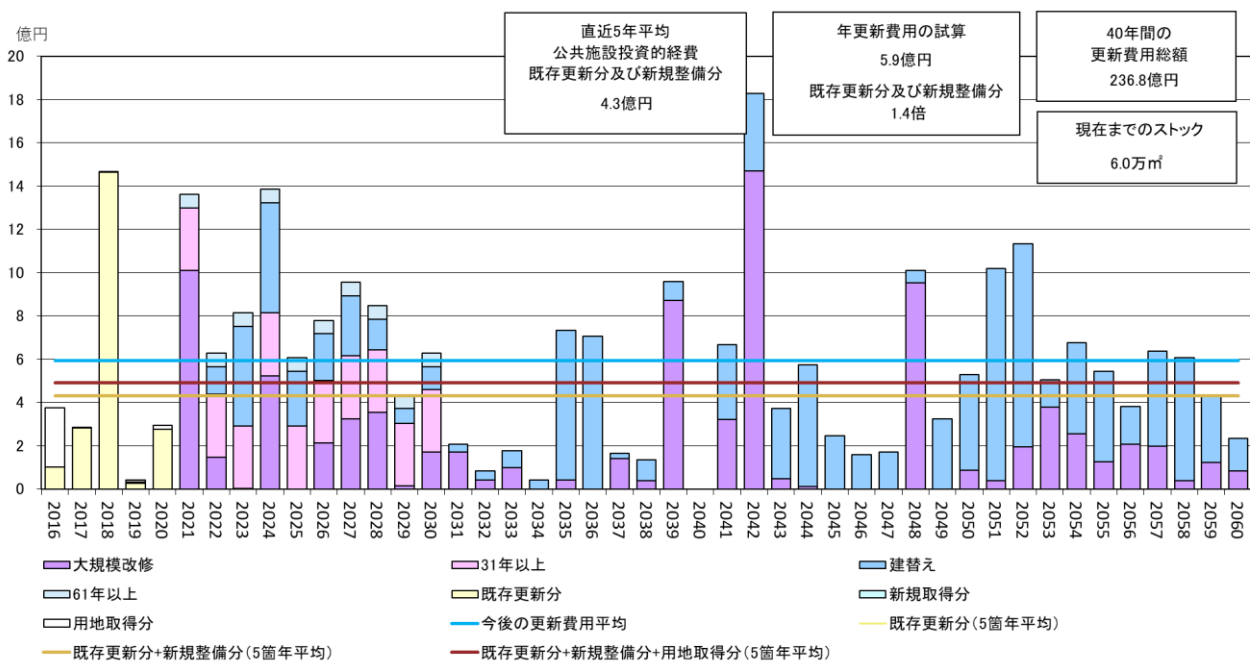
図表3-6：築年別整備状況



## (2) 建物系公共施設の更新費用推計

今後、耐用年数を迎え更新を必要とする建物系公共施設が増えていきます。しかし、厳しい財政状況の中では、将来の更新費用の財源確保は非常に困難です。そのため、今後は中長期的な見通しのもと、計画的な老朽化対策及び更新が必要になります。

図表 3-7：建物系公共施設の単純更新費用推計



※総務省公共施設等更新費用試算ソフトより算定

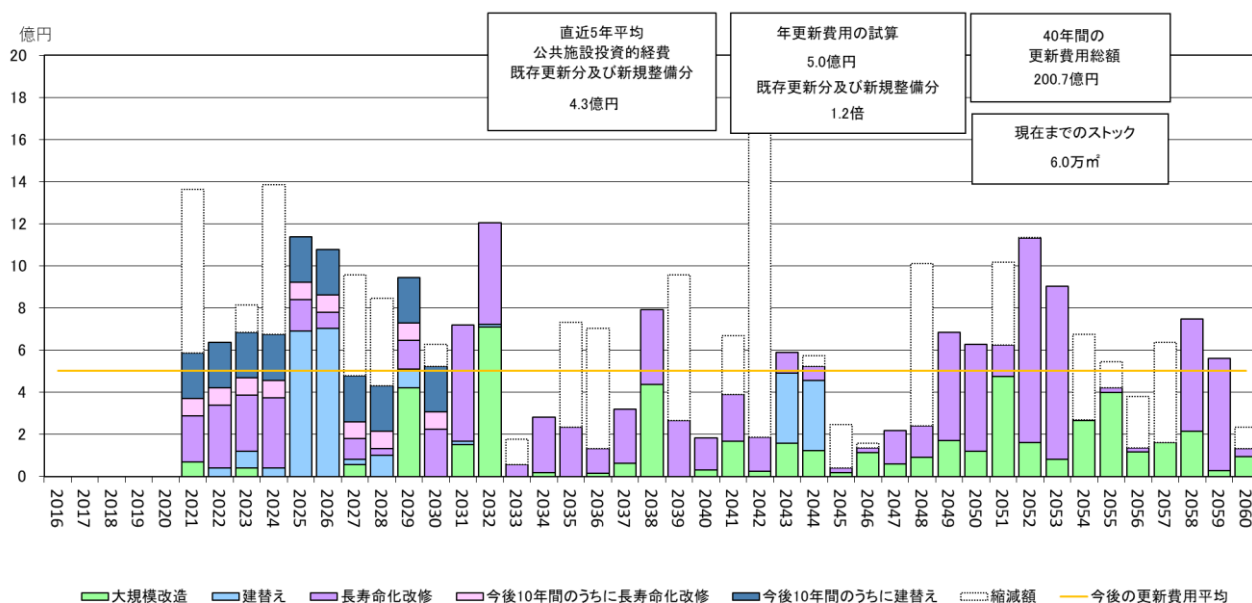
本町が所有する建物系公共施設について、全て大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行った場合、今後40年間で236.8億円の投資的経費を要し、40年間で平均すると、毎年5.9億円かかる試算となりました。これは、直近5年の投資的経費の平均額4.3億円（黄色ライン）の約1.4倍となります。

今後の本町の施設の更新費用について、投資的経費の平均額を上回る費用が見込まれるため、人口動向や住民ニーズ等の変化に伴う需要の変化を鑑みながら、施設の新規整備や維持管理、更新等の方針等について、検討を行う必要があります。

### （３）建物系公共施設の長寿命化を実施した場合の更新費用推計

次に本町が所有する建物系公共施設について、仮に全ての施設に対して長寿命化工事を実施した場合、今後 40 年間で 200.7 億円の投資的経費を要し、40 年間で平均すると、毎年 5.0 億円かかる試算となりました。これは、直近 5 年の投資的経費の平均額 4.3 億円（黄色ライン）の約 1.2 倍となります。

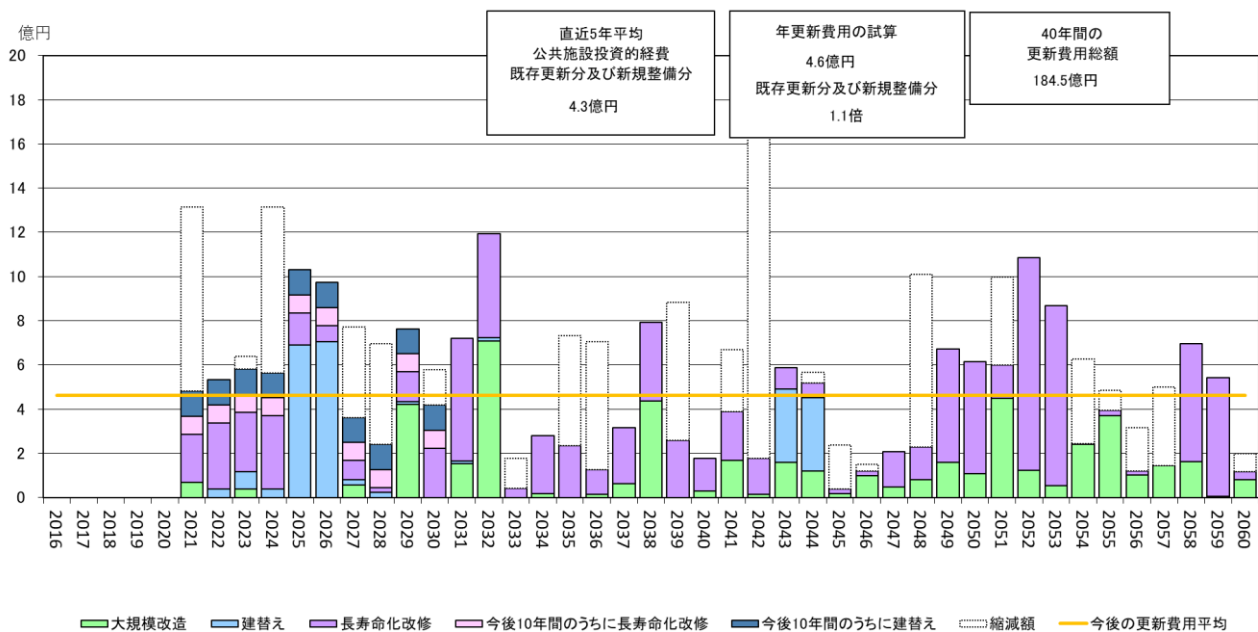
図表 3-8：建物系公共施設の長寿命化更新費用推計



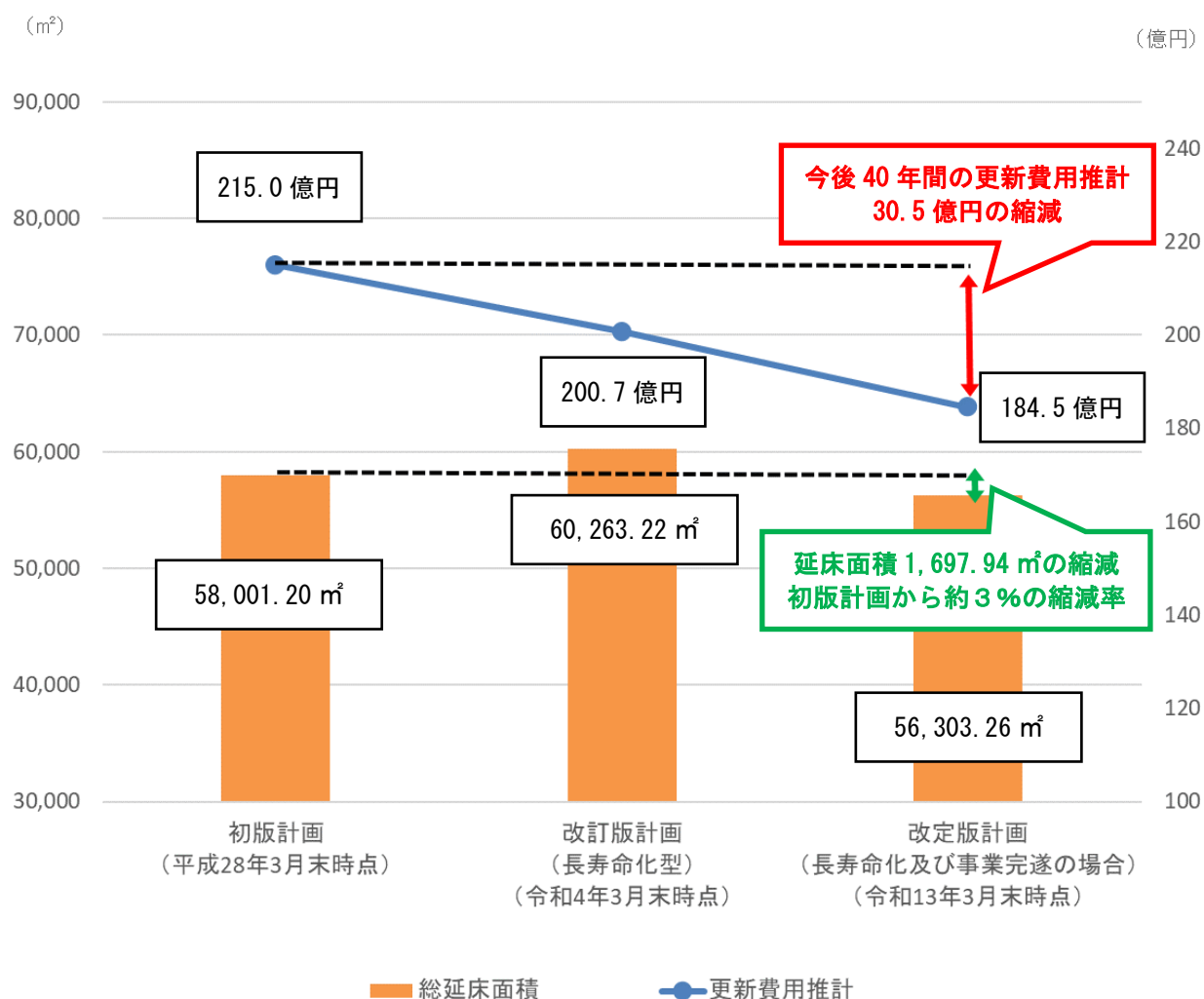
#### （４）建物系公共施設の個別施設計画を反映した場合の更新費用推計

本町が令和２（２０２０）年度に策定した個別施設計画において、所有する公共施設に対して、それぞれ今後のあり方について、方針を設定しています。この方針において、「解体」と設定された施設を除き、かつ、維持管理等により継続すると設定された全ての施設に対して長寿命化工事を実施した場合、今後４０年間で１８４．５億円の投資的経費を要し、４０年間で平均すると、毎年４．６億円かかる試算となりました。これは、直近５年の投資的経費の平均額４．３億円（黄色ライン）の約１．１倍となります。

図表３－９：個別施設計画を反映した建物系公共施設の長寿命化更新費用推計



図表 3-10：建物系公共施設の計画別延床面積及び更新費用推計の比較



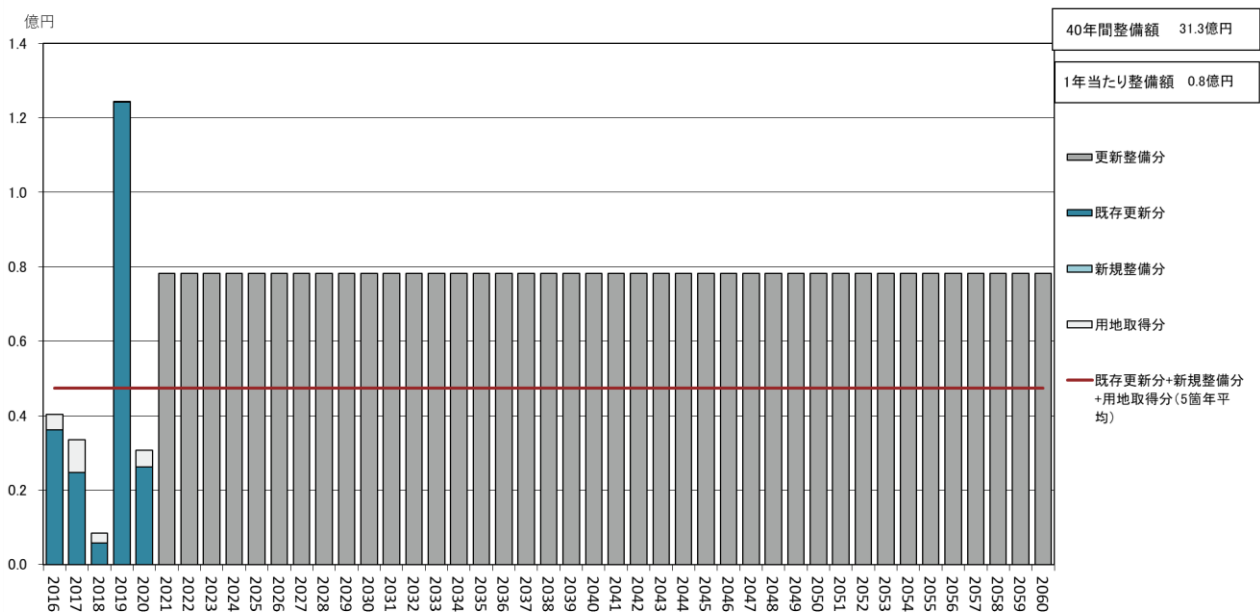
図表 3-11：対策の効果額の比較（建物系公共施設）

|                        | 更新費用推計（億円） | 延床面積（㎡）   |
|------------------------|------------|-----------|
| ①初版計画                  | 215.0      | 58,001.20 |
| ②改訂版計画（長寿命化型）          | 200.7      | 60,263.22 |
| ③改訂版計画（長寿命化型及び事業完遂の場合） | 184.5      | 56,303.26 |
| ④最大効果額（①-③）及び削減面積      | 30.5       | 1,697.94  |

### （５）土木系公共施設（道路）の更新費用推計

本町が所有する道路について、町道の面積は 249,697.00 m<sup>2</sup>、林道の面積は 15,630.00 m<sup>2</sup> となっています。これら全てを現状規模のまま更新を行った場合、令和 3（2021）年度から令和 42（2060）年度までの 40 年間の更新費用総額は、31.3 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 0.8 億円かかる試算となります。

図表 3-12：道路の更新費用推計



図表 3-13：道路の総量

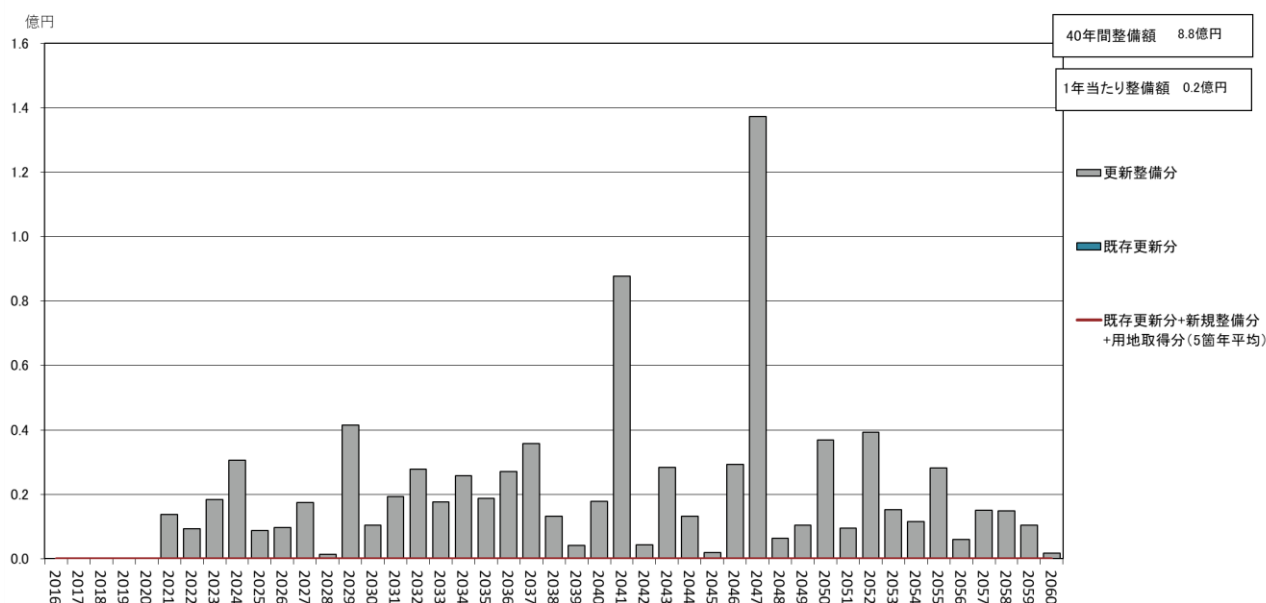
| 類型区分        | 大分類 | 中分類 | 小分類    | 実延長（m）    | 道路部面積(m <sup>2</sup> ) |
|-------------|-----|-----|--------|-----------|------------------------|
| 土木系<br>公共施設 | 道路  | 町道  | 1 級町道  | 9,553.00  | 81,980.00              |
|             |     |     | 2 級町道  | 5,559.00  | 42,227.00              |
|             |     |     | その他の町道 | 36,243.00 | 125,490.00             |
|             |     | 林道  | 林道     | 4,334.00  | 15,630.00              |

※令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

## （６）土木系公共施設（橋梁）の更新費用推計

本町は、『和木町橋梁長寿命化修繕計画』において、予防保全型の維持管理等を実施した場合による橋梁の更新費用の推計を行っています。この場合、令和 3（2021）年度から令和 42（2060）年度までの 40 年間までの更新費用総額は、8.8 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 0.2 億円かかる試算となります。

図表 3-14：橋梁の更新費用推計



図表 3-15：橋梁の総量

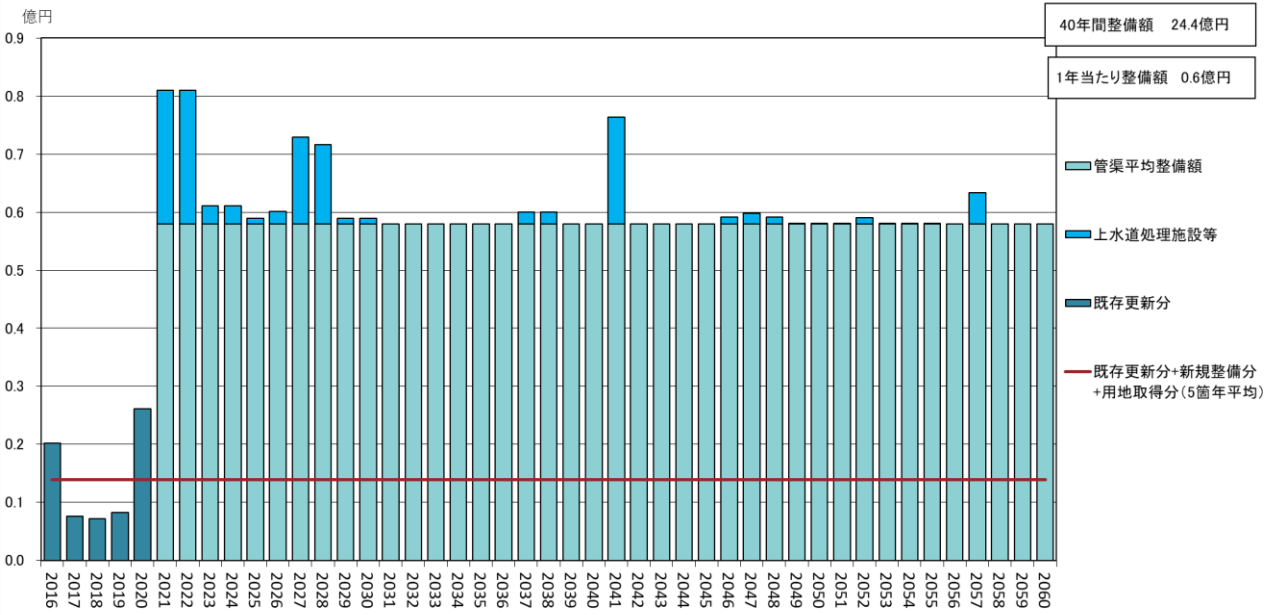
| 類型区分        | 大分類 | 中分類 | 小分類  | 実延長（m） | 道路部面積（㎡） |
|-------------|-----|-----|------|--------|----------|
| 土木系<br>公共施設 | 橋梁  | 橋梁  | PC 橋 | 146.70 | 2,624.90 |
|             |     |     | RC 橋 | 101.25 | 505.21   |
|             |     |     | 鋼橋   | 29.84  | 76.50    |
|             |     |     | 木橋   | 3.60   | 2.52     |
|             |     |     | 石橋   | 2.70   | 8.91     |
|             |     |     | 合計   | 284.09 | 3,218.04 |

※令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

(7) 企業会計施設（簡易水道施設）の更新費用推計

図表 3-16 は、簡易水道施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する簡易水道施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和 3（2021）年度から令和 42（2060）年度までの 40 年間の更新費用総額は、24.4 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 0.6 億円かかる試算となります。

図表 3-16：簡易水道施設の更新費用推計



図表 3-17：簡易水道施設の総量

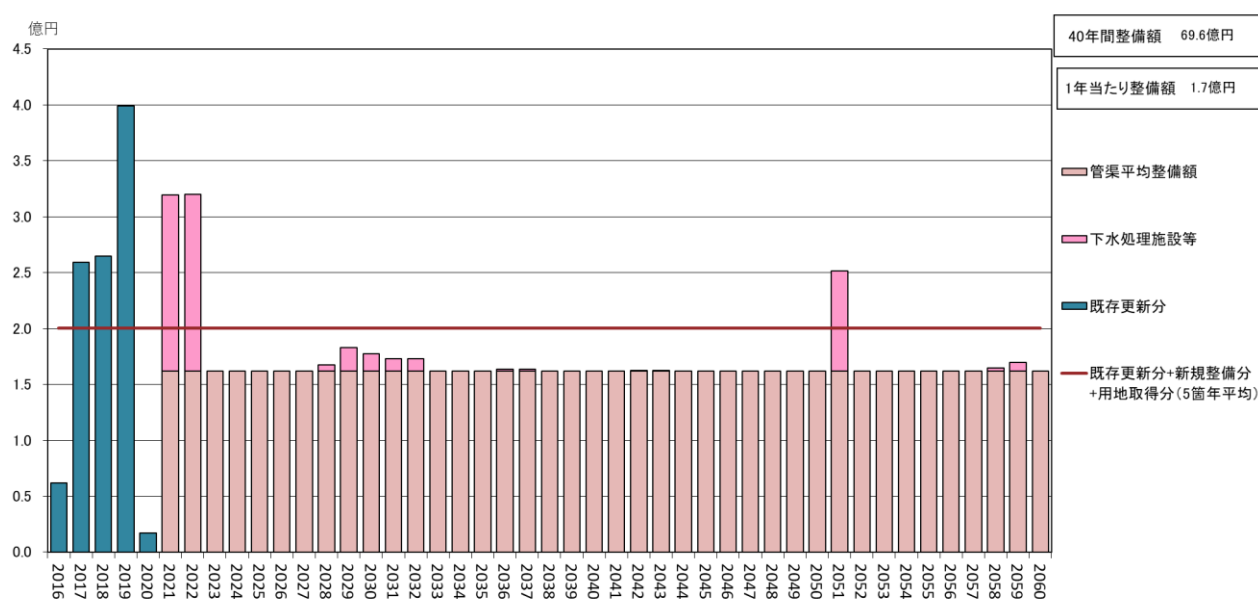
| 類型区分   | 大分類    | 中分類        | 小分類    | 総量                    |
|--------|--------|------------|--------|-----------------------|
| 企業会計施設 | 簡易水道施設 | 簡易水道施設(施設) | 施設     | 332.50 m <sup>2</sup> |
|        |        | 簡易水道施設(管渠) | 導水管    | 745.00m               |
|        |        |            | 送水管    | 2,599.00m             |
|        |        |            | 配水管    | 13,827.00m            |
|        |        |            | 合計(管渠) | 17,171.00m            |

※令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

### （８）企業会計施設（下水道施設）の更新費用推計

図表 3-18 は、下水道施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する下水道施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和 3（2021）年度から令和 42（2060）年度までの 40 年間の更新費用総額は、69.6 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 1.7 億円かかる試算となります。

図表 3-18：下水道施設の更新費用推計



図表 3-19：下水道施設の総量

| 類型区分   | 大分類   | 中分類       | 小分類    | 総量                      |
|--------|-------|-----------|--------|-------------------------|
| 企業会計施設 | 下水道施設 | 下水道施設（施設） | 施設     | 1,204.03 m <sup>2</sup> |
|        |       | 下水道施設（管渠） | 污水管    | 35,000.00m              |
|        |       |           | 雨水管    | 18,000.00m              |
|        |       |           | 合流管    | 7,000.00m               |
|        |       |           | 合計（管渠） | 60,000.00m              |

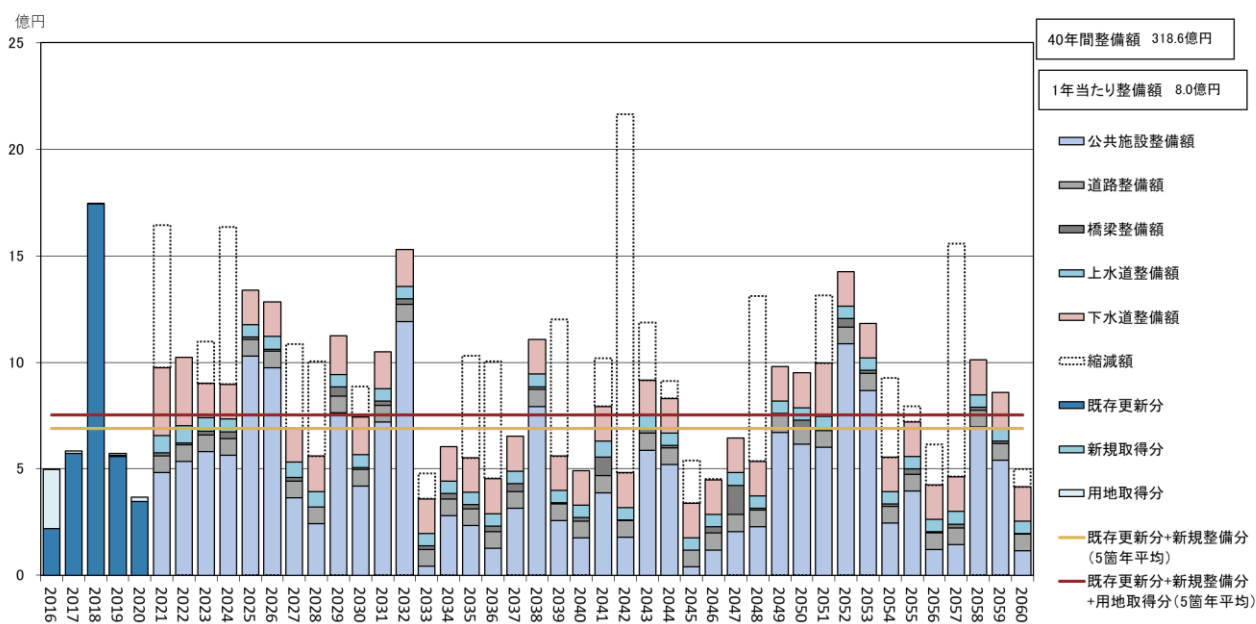
※令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

### (9) 公共施設等全体の更新費用推計

図表 3-20 は、建物系公共施設、土木系公共施設及び企業会計施設を合わせた公共施設等全体の将来の更新費用の推計を示しており、前述のとおり、それぞれの施設において長寿命化や費用の平準化、個別施設計画の事業を完遂した場合等、公共施設マネジメントに係る対策事業を着実に推進すると、令和 3(2021)年度から令和 42(2060)年度までの 40 年間の更新費用総額は、318.6 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 8.0 億円かかる試算となります。

図表 3-21 は、平成 27(2015)年度に策定した本計画の初版において、公共施設等を単純更新した場合の費用と今回の公共施設マネジメントに係る対策事業を実施した場合における費用の比較を行いました。その結果、対策事業を実施した場合、公共施設等全体で 23.6 億円の費用の削減効果があることが見込まれました。これを受け、本町では着実に対策事業を実施するとともに、さらなる長寿命化等の公共施設マネジメントを推進することとします。

図表 3-20 : 公共施設等全体の更新費用推計



図表 3-21 : 対策の効果額（公共施設等全体）

| 更新費用推計の効果額        | ①平成 27 年度<br>初版管理計画 | ②令和 3 年度<br>改訂版管理計画 | ③対策の効果額<br>(①-②) |
|-------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| 今後 40 年間の更新費用推計総額 | 342.2 億円            | 318.6 億円            | 23.6 億円          |
| 1 年当たりの更新費用推計     | 8.5 億円              | 8.0 億円              | 0.5 億円           |

## 第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

### 1. 公共施設等における現状と課題の整理

#### （１）ニーズの変化

- 少子化の進展等により、町全体の人口が減少に転じています。
- 今後、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くことが予想されるので、数量を適正に保つための施策が必要となります。

#### （２）施設の老朽化

- 公営住宅の建物は、昭和 40 年代に建設されたものがあります。また、上下水道施設の多くが建設から 40 年以上経過しています。これらの施設は老朽化や機能の陳腐化が発生しています。
- また、平成の時代に入ってから建設された施設もあり、これらの施設は、令和 11（2029）年頃から建設後 40 年を経過していきます。

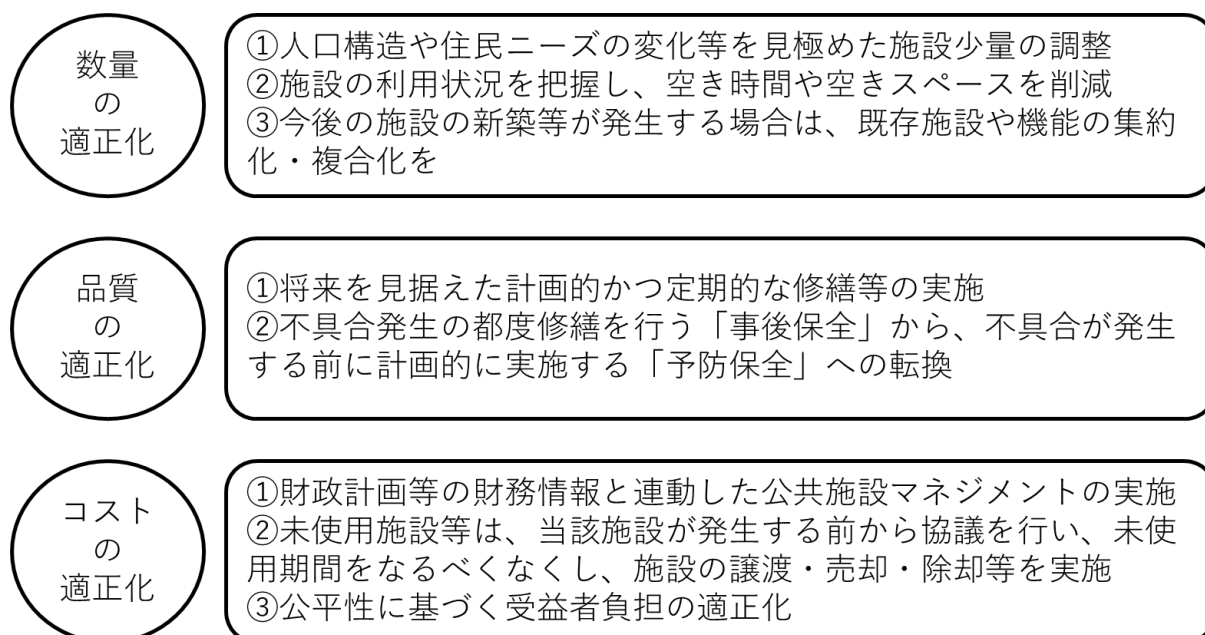
#### （３）財源の不足

- 生産年齢人口の減少が続いており、また、全国的な経済情勢の悪化や景気の減退を受け、町税の減収が続くことが見込まれます。
- また、高齢化に伴う扶助費の増加が予想されるため、公共施設等の維持管理や更新に係る費用に対し、財源不足が予想されます。
- 一方、今後 40 年間に改修や更新が必要な施設があり、改修・更新コストの増加が見込まれるため、計画的かつ適切な予算配分と財源の確保を行う必要があります。

## 2. 基本方針

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。そのため、社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズ等を的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

図表 4-1 : 基本方針



### 3. 実施方針

#### （１）点検・診断等の実施方針

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていきます。

- 建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくために重要な保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。
- 今後も計画の見直し等に合わせて、およそ5年の周期で定期的に調査点検を行い、不具合・危険箇所の早期発見に努め、予防保全につなげることにします。
- 調査票、調査要領については、学校施設の長寿命化計画策定に係る手引きを参考にし、各施設担当職員により調査を実施します。
- 点検・診断結果については、庁内で一元管理を行い、老朽化対策等に活用できるようにします。

#### （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を目指します。

- 施設の維持管理については、指定管理者制度の導入等の民間ノウハウを活用し、効率化やサービスの向上を図ります。
- 修繕については、計画的な予防保全型維持管理を行うことで、トータルコストの圧縮を図ります。また大規模改修等の実施については、緊急性・重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより、年度間の財政負担平準化を図ります。
- 更新する場合は、全体のコンパクト化や効率化の観点から、統合や複合化について検討します。
- 維持管理・修繕・更新等の履歴については、庁内で一元管理を行い、老朽化対策等に活用できるようにします。

### （３）安全確保の実施方針

利用者の安全を確保し、資産や情報の保全の観点から、「耐用性」と「安全性」とに大きく分類し、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧を行っていきます。

- 「耐用性」とは、施設の耐用年数や構造、部材等の劣化状況のことであり、また、「安全性」とは、施設の防火性能や水質検査等による施設を安全安心に利用できることに対する要件のことです。
- 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、立入禁止等の安全措置を実施し、利用者の安全確保を図ります。
- 今後も継続利用する公共施設等については、緊急性・重要性を勘案し、必要な改修工事等を実施します。
- 公共施設として利活用する見込みのない施設については、除却・売却を検討します。

### （４）耐震化の実施方針

耐震改修と耐震補強の状況及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じて明確にしていきます。

- 本町では、一部の既存建築物について耐震診断を行っています。
- 防災拠点となるような公共施設については、すでに耐震化は完了していますが、その他の施設についても耐震化を推進します。
- 和木町耐震改修促進計画（平成 27（2015）年 9 月）において、重点的に耐震化に着手すべき建築物等の設定がなされており、町有施設においては以下のとおりです。

◇災害対策本部組織が設置される施設（本庁舎）

◇医療救護活動施設（保健相談センター）

◇応急対策活動施設（体育センター、体育館等）

◇避難収容施設（学校等）

◇社会福祉施設等（総合福祉会館等）

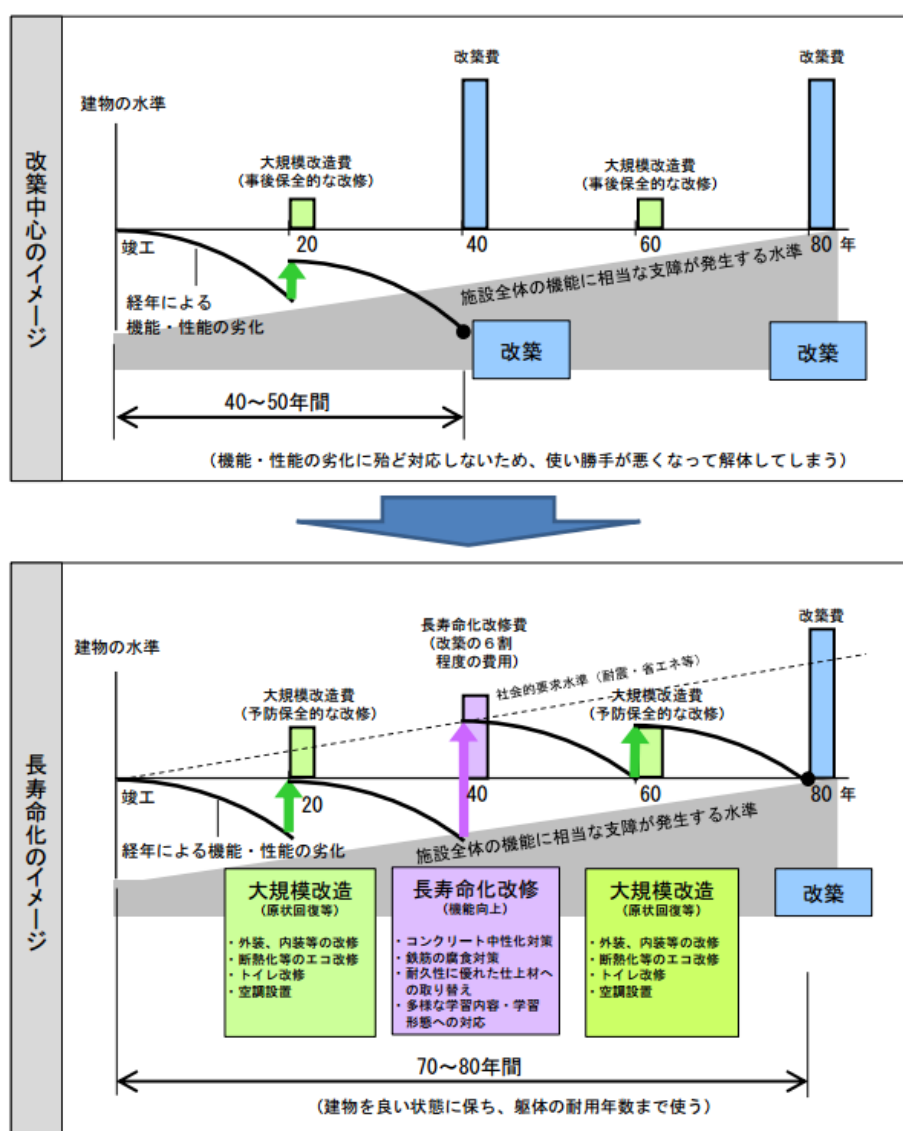
◇不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設等（社会教育施設、上下水道施設等）

## （５）長寿命化の実施方針

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用し、コストを削減することも検討していきます。

- 建築物は、躯体の健全性が確保されてはじめて長期に使用することが可能となります。躯体の健全性を測る指標としては、コンクリート中性化深さ、鉄筋の腐食度、コンクリート圧縮強度等があります。今後は、耐用年数を目安に詳細診断（躯体の健全性調査）を実施し、結果が良好であれば長期に使用することとし、目標耐用年数を次のように設定します。
- 鉄筋コンクリート造と鉄骨造については、躯体の建築物を標準で 60 年間使用することとし、躯体の健全性調査結果が良好な場合には、80 年以上使用します。

図表 4-2：長寿命化のイメージ（目標耐用年数 80 年）



## （６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが使いやすい公共施設等の整備を推進します。

- 『ユニバーサルデザイン２０２０行動計画』（平成 29（2017）年 2 月 20 日決定・令和 2 年 12 月 20 日一部改正、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）及び山口県の『山口県ユニバーサルデザイン行動指針』（平成 15（2003）年 3 月）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

図表 4-3：ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備の例（公民館関ヶ浜分館）



多機能トイレの設置



フラットな出入口

## （７）統合や廃止の推進方針

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。

公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴うことが予想されます。それを最小限にするために、種々の施策について住民合意の可能性を検討していく必要があります。

- 公共施設の統合や廃止の決定・実施については、老朽化や利用状況等の調査のほか、人口動態・人口年齢構成等を検証し、将来を見据えた適正な配置と効率的な管理を検討します。
- そのまま維持することが不適当と認められる公共施設では、統合や除却といった検証を進める一方、余剰となった施設や敷地について、売却の可能性を検討します。
- 新規施設の建設や施設の更新等について検討する場合、まず既存施設（民間施設も含む）の有効利用について検討し、将来的な維持管理コストの試算を踏まえて判断します。

## （８）PPP／PFIの活用

PPP／PFI等民間活力の活用の可能性について検討します。

- 住民サービスの低下を招くことなく行政運営の効率化が図られる事務事業については、民間への委託等を検討します。
- 本町において、PPP／PFI事業を導入する場合、『山口県PPP／PFI手法導入優先的検討指針』等を参考にしながら、本町独自の導入指針等を検討します。
- 公共施設等の更新や利活用に際しても、他団体の事例等も参考にしながら情報公開を行い、町民の意見や民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を検討します。

## （９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等に関する情報共有・職員研修を実施します。

- 本計画を着実に実施していくためには、全庁的な推進体制の整備が不可欠です。そのため、職員及び部局間の連携強化、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組の推進、固定資産台帳の更新、公共施設等マネジメントの実施、建物等の維持管理や日常点検等に関する必要な技術や知識を得るための研修等を行います。

## （１０）市区町村域を越えた広域的な検討

公共施設等の広域連携を実施します。

- 公共施設等の利用及び維持管理等について、本町単独で実施できるものもあれば、隣接する自治体との共同で利用する必要がある場合も考えられます。特に、今後さらに進行することが予測されている人口減少・少子高齢化によって、公共施設等の広域利用が拡充されることも考えられます。そのため、公共施設等の今後のあり方については、本町の町域だけで検討するのではなく、近隣の自治体とも情報共有を行い、公共施設等の建設や相互利用、災害時の避難対応等について、広域的な連携を検討します。

### （１１）フォローアップの実施方針

計画期間にとらわれることなく、必要に応じて柔軟に計画の見直し等を実施します。

- 計画期間中も、社会状況の変化や財政状況、事業の進捗状況等に応じて見直しを行うこととします。
- 計画に位置付けられた事業は、優先度判定や事業の方向性検討等の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定することとします。
- 実施計画及び各年度の工事実績についても、施設マネジメントシステムにおいて管理し、翌年度以降の展開に向けて適宜、見直しを行うことで、計画の確実な推進を図ります。

### （１２）議会や町民との情報共有

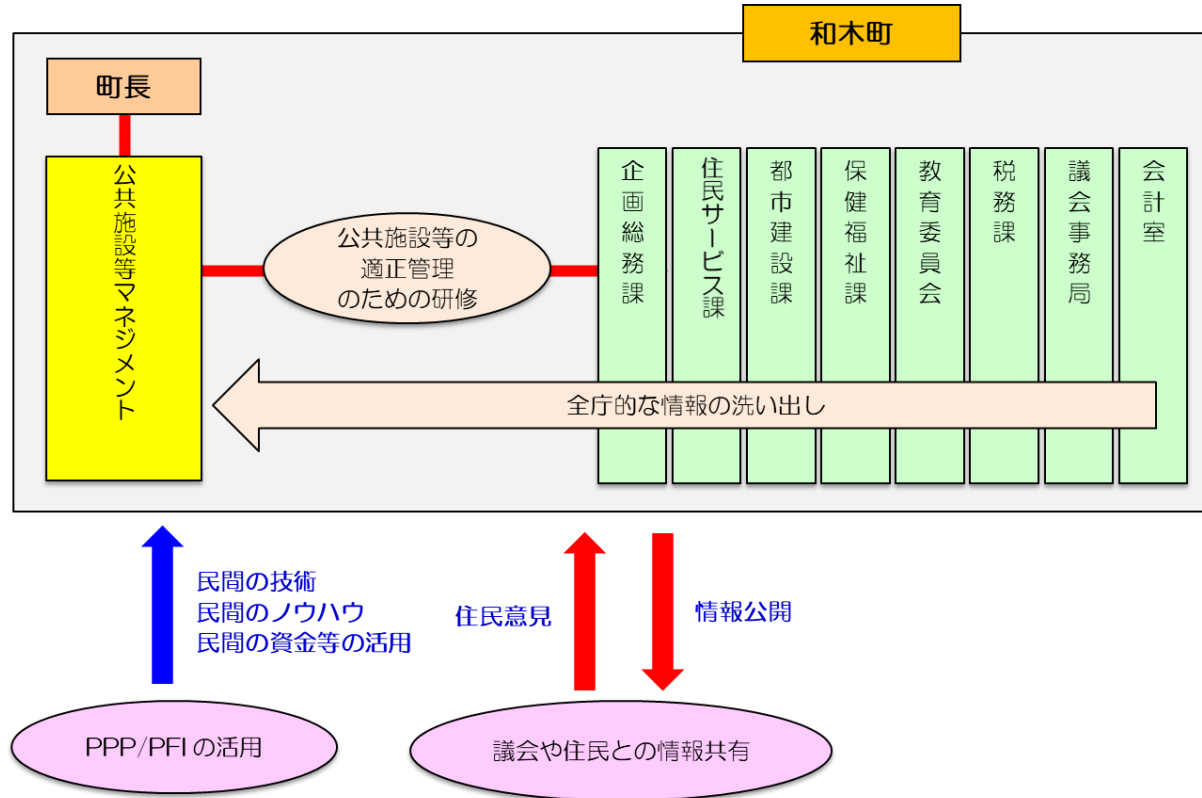
公共施設等に関する情報の公開に努めます。

- 公共施設等に関して、議会や町民に対しても十分な情報提供を行います。
- 公共施設等の情報公開が、民間活力の活用のきっかけとなることから、公共施設等に関する情報の公開に努めます。

4. 推進体制

本計画を着実に実施していくためには、公共施設等を所管する各部局を横断的に管理し、一元的な管理を行い、公共施設等を効率的に維持管理する目的で、公共施設マネジメントに係る推進体制を構築します。この推進体制は、横断的な組織として各部局の調整機能を発揮し、公共施設マネジメントの推進について、方針の見直しや計画の改訂を行っていくものです。

図表 4-4 : 全庁的な推進体制



## 第5章 施設類型ごとの基本方針

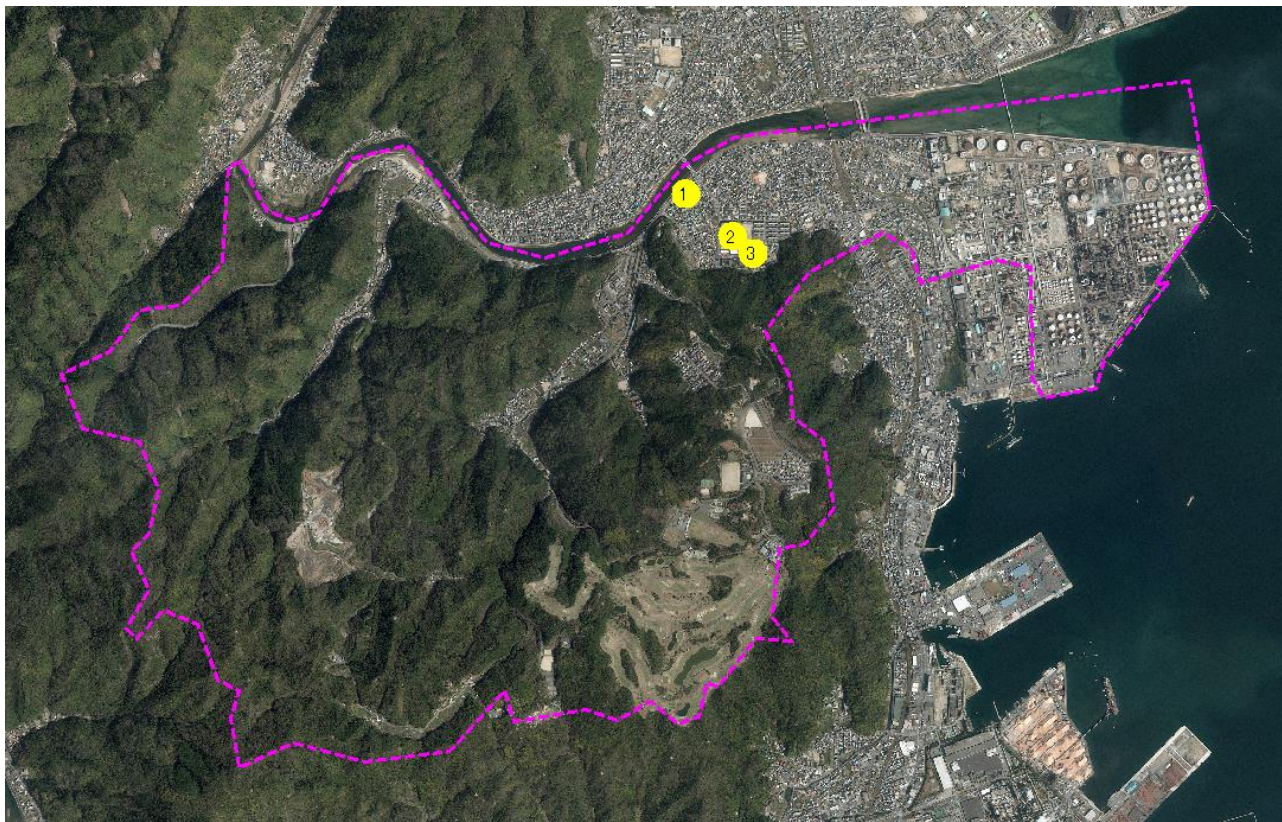
### 1. 学校教育系施設

#### (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称   | 建物名称            | 建築年月日             | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画 |
|----|--------|-----------------|-------------------|-------------|-------|------|------|
| 1  | 和木小学校  | 校舎(屋内運動場含む)     | 平成 25 年 3 月 15 日  | 7,939.53    | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | プール管理棟          | 平成 25 年 3 月 24 日  | 81.87       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 屋外倉庫・トイレ棟       | 平成 25 年 3 月 24 日  | 79.12       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 作業スペース          | 平成 27 年 3 月 31 日  | 38.44       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 小学校プール日除け       | 平成 25 年 3 月 24 日  | 26.46       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 焼物小屋            | 平成 27 年 3 月 31 日  | 24.00       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 駐輪場             | 平成 25 年 3 月 15 日  | 13.28       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | ゴミ置場            | 平成 25 年 3 月 15 日  | 11.32       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 飼育小屋            | 平成 25 年 3 月 15 日  | 3.78        | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        |                 |                   |             |       |      |      |
| 2  | 和木中学校  | 校舎              | 平成 22 年 3 月 17 日  | 5,087.00    | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 中学校体育館          | 昭和 38 年 6 月 1 日   | 2,009.00    | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 特別教室            | 昭和 60 年 3 月 28 日  | 821.00      | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | プール附属建物         | 平成元年 3 月 1 日      | 91.00       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |        | 体育倉庫            | 昭和 53 年 10 月 31 日 | 71.00       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
| 3  | 給食センター | 給食センター          | 昭和 50 年 12 月 15 日 | 387.00      | 教育委員会 | 現状維持 | 建替え  |
|    |        | 給食センター<br>プロパン庫 | 昭和 50 年 12 月 15 日 | 4.80        | 教育委員会 | 現状維持 | 建替え  |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和3（2021）年3月31日時点  
※方針は個別施設計画等における方針

## （２）施設の位置図



## （３）施設の現状と課題

- 旧耐震基準で建築されていた和木中学校の体育館に対して耐震補強工事を行い、全ての学校教育系施設において、耐震性能が耐震基準に対応することになりました。
- しかし、体育館は建築からすでに 50 年以上が経過しており、和木中学校は他にも特別教室棟も築 30 年以上経過しています。今後は、予防保全の考え方のもと、日常点検等を実施し、劣化箇所等がないか確認を行い、早期発見・早期修繕を行う必要があります。
- また、給食センターは建築から 45 年以上が経過しており、老朽化が激しいため、安心・安全な給食を提供できるよう建替えを含めた整備の検討が必要です。

## （４）今後の管理方針

- 和木小学校及び和木中学校については、『和木町学校施設長寿命化計画』（令和 3（2021）年 3 月）の実施計画に基づき、維持管理や修繕等を行うこととします。なお、同計画において、子育て支援系施設に分類されている和木こども園も対象として含まれており、同施設についても同様に維持管理等を行うこととします。
- 同計画において、学校施設の目指すべき姿として、以下の方向性に基づき整備等を図ります。

## 学校施設の目指すべき姿

### 『安心・安全な教育環境の整備・充実』

#### ■防災

学校施設は災害時の避難場所として機能します。

そのため、台風・地震などの災害に強く、防災機能を備えた学校施設を目指します。

#### ■点検・改修

校舎や体育館の点検・改修の充実を図り、学校生活における事故防止を図ります。

#### ■整備

給食センターの建替え等の検討を進め、今後も安心・安全な給食が提供できるよう施設整備を図ります。

### 『学習・生活面の教育環境の整備・充実』

#### ■生涯学習施設の整備・充実

将来を担う児童生徒の人材育成及び学力・情報活用能力等の向上を図るため、ICT 機器を設備することで、児童生徒の興味関心を引き出し、学ぶ意欲を高める授業環境を整えます。

#### ■教育環境の整備

児童生徒の健康を守るための冷暖房施設の完備のほか、学習能力向上に寄与する快適な学習環境を整えます。

- 『和木町国土強靱化地域計画』（令和3（2021）年2月）において、学校施設の安全対策として、『避難所として想定される学校施設の屋内運動場、体育館や校舎において、トイレの洋式化改修や空調設備の整備等の実施による良質な生活環境を目指すとともに、老朽化した外壁や屋根・屋上防水についても併せて計画的に整備を進める』としています。

## 2. 町民文化系施設

## (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称               | 建物名称                 | 建築年月日             | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画   |
|----|--------------------|----------------------|-------------------|-------------|-------|------|--------|
| 1  | 和木町交流<br>プラザ       | 駅舎（西口）               | 平成 20 年 3 月 18 日  | 333.79      | 企画総務課 | 現状維持 | 長寿命化改修 |
|    |                    | 駅舎（東口）               | 平成 20 年 3 月 18 日  | 222.17      | 企画総務課 | 現状維持 | 長寿命化改修 |
| 2  | 文化会館               | 文化会館                 | 平成 4 年 2 月 1 日    | 2,901.53    | 教育委員会 | 長寿命化 | 長寿命化改修 |
| 3  | 和木 1 丁目集会所         | 和木 1 丁目集会所           | 平成 5 年 3 月 31 日   | 129.96      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
|    |                    | 和木 1 丁目集会所<br>倉庫     | 平成 5 年 3 月 31 日   | 5.52        | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 4  | 和木 2 丁目<br>第 1 集会所 | 和木 2 丁目第 1 集<br>会所   | 平成 7 年 2 月 28 日   | 123.70      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
|    |                    | 和木 2 丁目第 1 集<br>会所倉庫 | 平成 7 年 2 月 28 日   | 1.79        | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 5  | 和木 2 丁目<br>第 2 集会所 | 和木 2 丁目第 2 集<br>会所   | 平成 3 年 3 月 25 日   | 140.18      | 企画総務課 | 現状維持 | 大規模改修  |
| 6  | 和木 2 丁目<br>第 3 集会所 | 和木 2 丁目第 3 集<br>会所   | 平成 15 年 3 月 27 日  | 99.37       | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 7  | 和木 3 丁目<br>第 1 集会所 | 和木 3 丁目第 1 集<br>会所   | 平成 1 年 4 月 1 日    | 129.96      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 8  | 和木 3 丁目<br>第 2 集会所 | 和木 3 丁目第 2 集<br>会所   | 平成 21 年 3 月 30 日  | 137.46      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 9  | 和木 4 丁目<br>第 1 集会所 | 和木 4 丁目第 1 集<br>会所   | 昭和 51 年 6 月 15 日  | 65.99       | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 10 | 和木 4 丁目<br>第 2 集会所 | 和木 4 丁目第 2 集<br>会所   | 平成 10 年 3 月 10 日  | 228.76      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 11 | 和木 5 丁目<br>集会所     | 和木 5 丁目集会所           | 平成 4 年 3 月 1 日    | 131.31      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
|    |                    | 和木 5 丁目集会所<br>倉庫     | 平成 4 年 3 月 1 日    | 5.52        | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 12 | 瀬田 2 丁目<br>集会所     | 瀬田 2 丁目集会所           | 平成 9 年 3 月 31 日   | 135.90      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
|    |                    | 瀬田 2 丁目集会所<br>倉庫     | 平成 9 年 3 月 31 日   | 5.41        | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 13 | 瀬田 3 丁目<br>集会所     | 瀬田 3 丁目集会所           | 平成 4 年 10 月 29 日  | 129.96      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
|    |                    | 瀬田 3 丁目集会所<br>倉庫     | 平成 4 年 10 月 29 日  | 5.52        | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 14 | 瀬田 4 丁目<br>集会所     | 瀬田 4 丁目集会所           | 平成 18 年 3 月 30 日  | 161.51      | 企画総務課 | 現状維持 |        |
|    |                    | 瀬田 4 丁目集会所<br>（増築部分） | 平成 25 年 10 月 24 日 | 32.67       | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 15 | 大谷集会所              | 大谷集会所                | 昭和 62 年 3 月 30 日  | 66.25       | 企画総務課 | 現状維持 |        |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

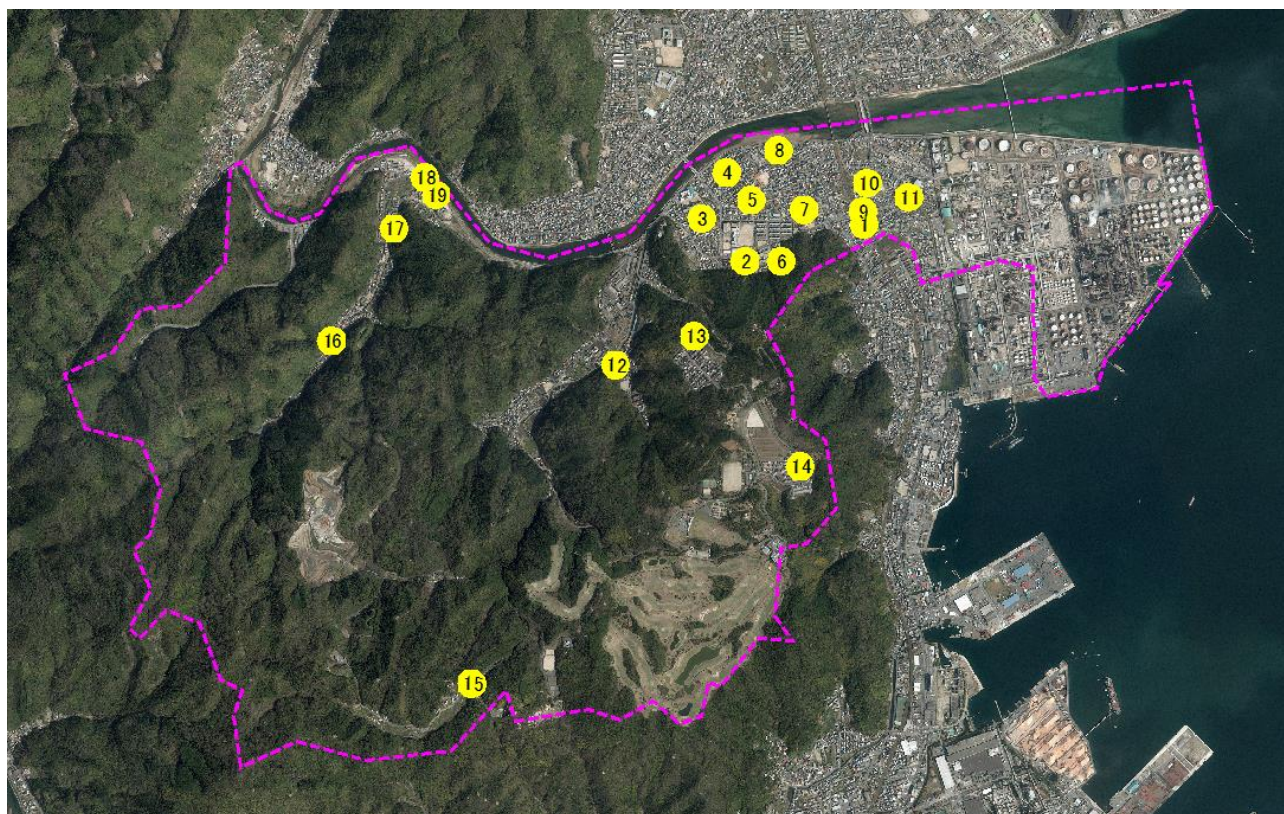
※方針は個別施設計画等における方針

| 連番 | 施設名称                | 建物名称               | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画 |
|----|---------------------|--------------------|------------------|-------------|-------|------|------|
| 16 | 関ヶ浜 1 丁目<br>第 1 集会所 | 関ヶ浜 1 丁目第 1<br>集会所 | 平成 10 年 1 月 5 日  | 99.37       | 企画総務課 | 現状維持 |      |
| 17 | 関ヶ浜 1 丁目<br>第 2 集会所 | 関ヶ浜 1 丁目第 2<br>集会所 | 昭和 56 年 4 月 1 日  | 69.56       | 企画総務課 | 現状維持 |      |
| 18 | 関ヶ浜 2 丁目<br>集会所     | 関ヶ浜 2 丁目集会所        | 平成 25 年 3 月 20 日 | 129.73      | 企画総務課 | 現状維持 |      |
| 19 | 江尻集会所               | 住宅                 | 昭和 58 年 4 月 1 日  | 84.50       | 都市建設課 | 現状維持 | 解体   |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

## （２）施設の位置図



### （３）施設の現状と課題

- 今後数年において、耐用年数・老朽化の課題を抱えることが予想されます。そのため、施設の利用者数の推移や利用状況を踏まえながら、施設や設備の修繕等を行う必要があります。
- 集会施設は、町民の文化活動や憩いの場として利用されており、文化会館は、イベントの開催場として利用されています。

### （４）今後の管理方針

- 今後、建物や設備等の老朽化が進んでいる施設については、将来的な人口減少等を勘案し、集約化・複合化等の検討を行い、継続して地区住民が利用しやすい環境を整えることとします。

### 3. 社会教育系施設

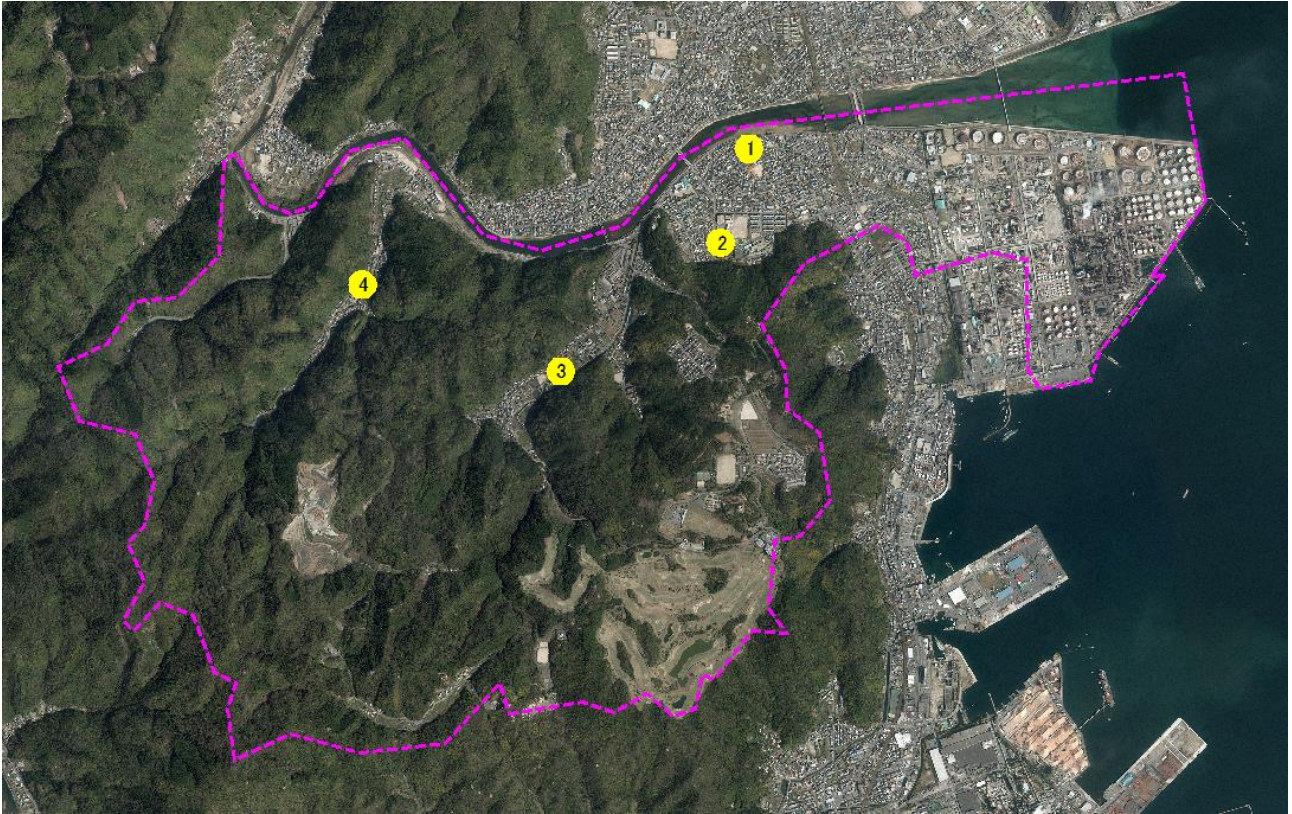
#### (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称                 | 建物名称                      | 建築年月日       | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画 |
|----|----------------------|---------------------------|-------------|-------------|-------|------|------|
| 1  | 総合<br>コミュニティ<br>センター | 保健相談センター・図書館・中央公民館        | 平成7年2月28日   | 1,952.41    | 教育委員会 | 長寿命化 | 長寿命化 |
|    |                      | 老人福祉センター・図書館・学習等供用施設      | 昭和56年10月31日 | 1,669.80    | 教育委員会 | 長寿命化 | 長寿命化 |
|    |                      | 老人福祉センター・図書館・学習等供用施設（増築分） | 平成22年2月28日  | 21.48       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
| 2  | 和木美術館                | 和木美術館                     | 平成15年11月4日  | 386.32      | 教育委員会 | 現状維持 |      |
| 3  | 公民館瀬田分館              | 瀬田分館                      | 平成30年6月21日  | 323.32      | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 倉庫1                       | 平成30年6月21日  | 12.90       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 倉庫2                       | 平成30年6月21日  | 12.90       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 駐輪場                       | 平成31年3月12日  | 12.70       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 屋外トイレ                     | 平成30年6月21日  | 4.96        | 教育委員会 | 現状維持 |      |
| 4  | 公民館関ヶ浜分館             | 関ヶ浜分館                     | 令和2年8月3日    | 296.81      | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 倉庫1                       | 令和2年8月3日    | 12.90       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 倉庫2                       | 令和2年8月3日    | 12.90       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 駐輪場                       | 令和2年8月3日    | 11.60       | 教育委員会 | 現状維持 |      |
|    |                      | 屋外トイレ                     | 令和2年8月3日    | 5.40        | 教育委員会 | 現状維持 |      |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和3（2021）年3月31日時点

※方針は個別施設計画等における方針

## （２）施設の位置図



## （３）施設の現状と課題

- 各種団体が、活動する場として利用しています。総合コミュニティセンターや図書館、美術館は、町民だけでなく近隣自治体からの利用もあり、適切な維持管理を行う必要があります。

## （４）今後の管理方針

- 平成 30（2018）年度において、公民館瀬田分館の新築を、令和 2（2020）年度において、公民館関ヶ浜分館の新築を行っており、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備となっています。

## 4. スポーツ・レクリエーション系施設

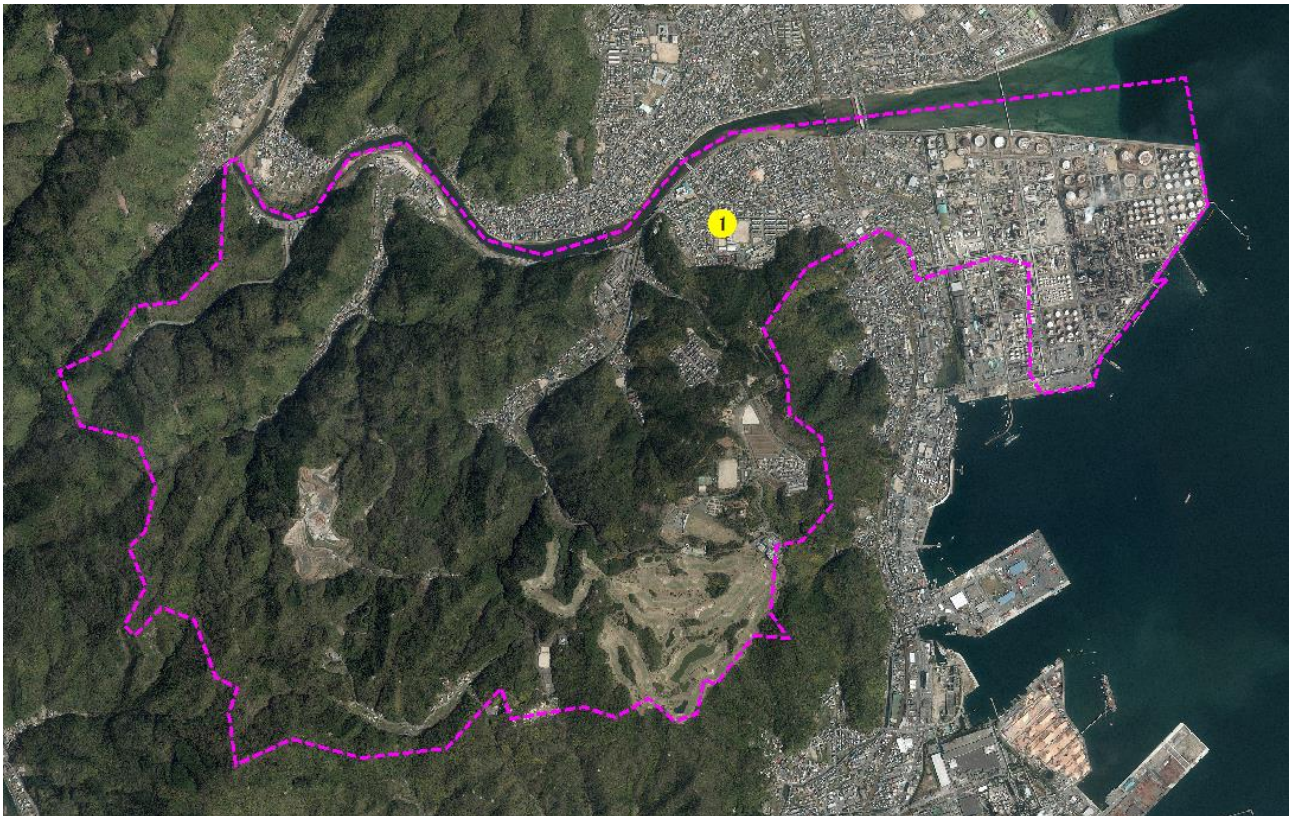
### (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称      | 建物名称      | 建築年月日      | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画   |
|----|-----------|-----------|------------|-------------|-------|------|--------|
| 1  | 和木町体育センター | 和木町体育センター | 昭和58年4月1日  | 1,661.02    | 教育委員会 | 長寿命化 | 長寿命化改修 |
|    |           | 倉庫兼車庫     | 昭和58年3月31日 | 54.00       | 教育委員会 | 現状維持 | 大規模改修  |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和3（2021）年3月31日時点

※方針は個別施設計画等における方針

### (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 和木町体育センターは、各種スポーツイベント時や日々の健康増進や体力・運動技術の向上を図る場として利用されています。施設本体や設備等の老朽化が進んでおり、安全かつ継続的に使用できるためには、定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

#### （４）今後の管理方針

- 施設本体の老朽化に対しては、利用状況等を踏まえ、計画的な改修等を検討します。
- なお、日常的な維持管理については、施設運営を効率化させることで、コストの削減とサービスの向上を両立させます。
- 令和２（２０２０）年度において、和木町体育センターは、高圧変圧器取替工事やアリーナの照明更新、トイレの改修を行っていますが、今後、施設の長寿命化工事の実施を検討します。

## 5. 子育て支援施設

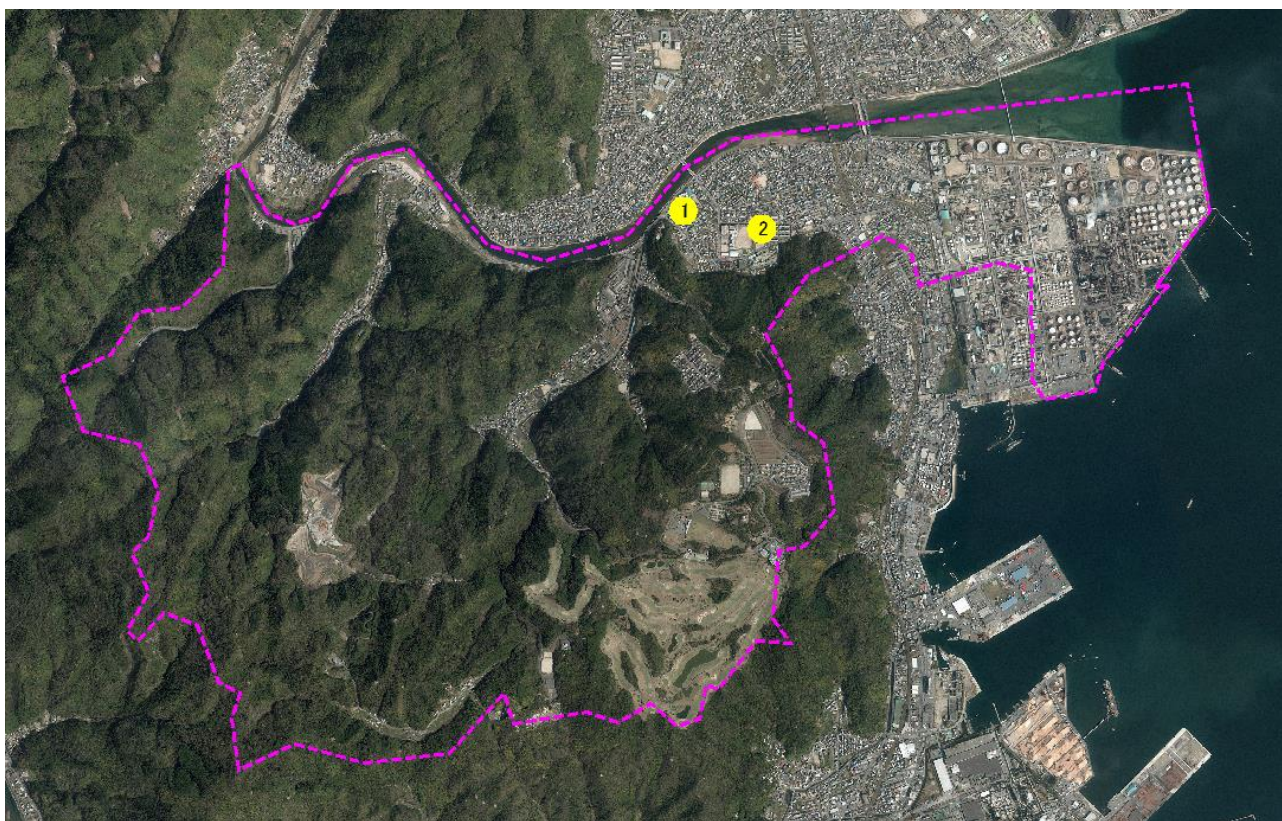
### (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称         | 建物名称         | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画 |
|----|--------------|--------------|------------------|-------------|-------|------|------|
| 1  | 放課後児童<br>クラブ | 放課後児童<br>クラブ | 平成 25 年 3 月 24 日 | 304.66      | 教育委員会 | 現状維持 |      |
| 2  | 和木こども園       | 園舎           | 平成 31 年 2 月 28 日 | 3,495.39    | 教育委員会 | 現状維持 |      |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和3（2021）年3月31日時点

※方針は個別施設計画等における方針

### (2) 施設の位置図



### （３）施設の現状と課題

- 放課後児童クラブは平成 26 年度に供用開始された比較的新しい施設で、現状では特別課題はありません。
- 和木こども園は、「からだもこころもタフな、たくましいわっこを育む」という観点から、「遊びを通して心と体を育む施設」を設計のコンセプトとし、園舎内や園庭に複数の遊びの仕掛けが設置されています。
- 施設本体は、十分な耐震性、各種防犯設備の設置により、園生活を送る子ども達が、のびのび楽しく、安全に、安心して過ごすことのできる施設となっています。

### （４）今後の管理方針

- 建築後間もない施設ですが、定期的な点検を実施することで、トータルコストの圧縮や子ども達が施設や遊具を利用する際に、危険な箇所や不具合な箇所がないか、日常的に点検等を実施します。

## 6. 保健・福祉施設

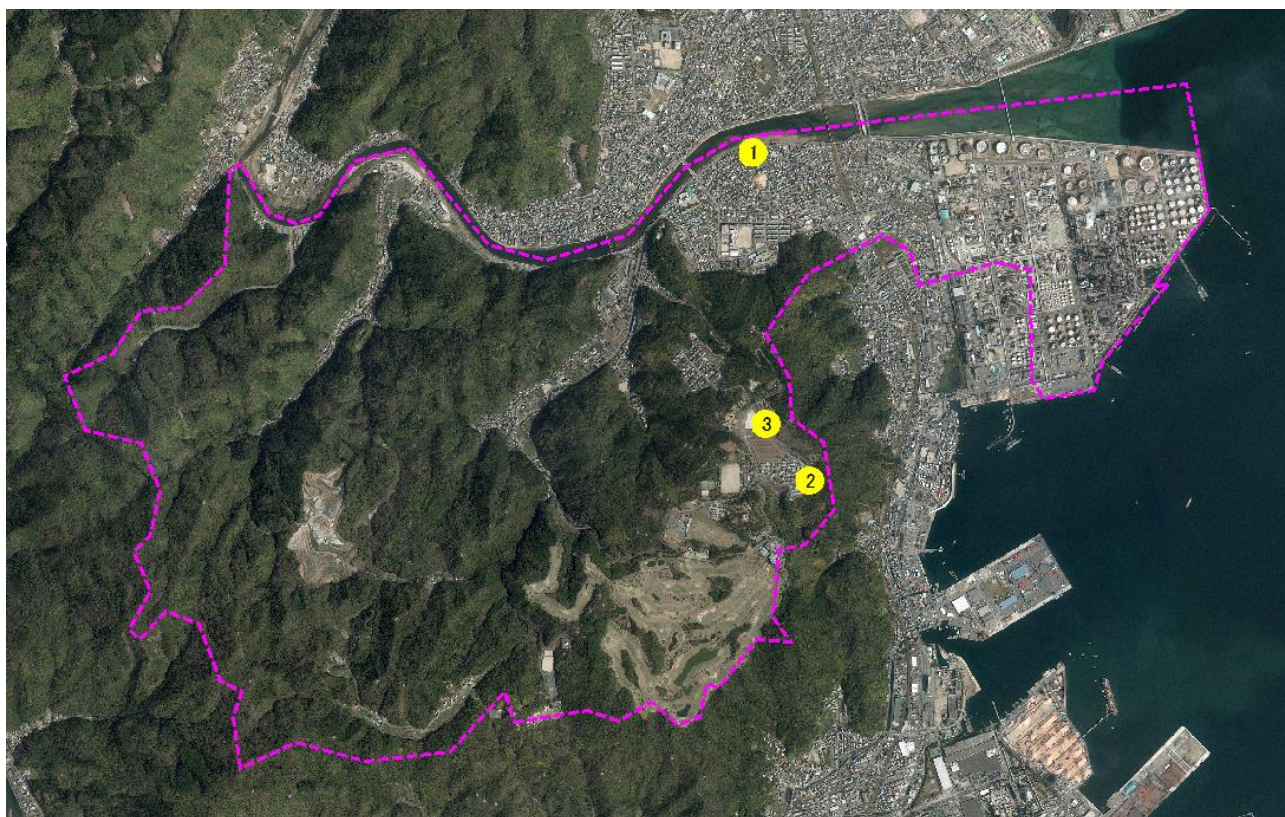
### (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称       | 建物名称            | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画  |
|----|------------|-----------------|------------------|-------------|-------|------|-------|
| 1  | 総合福祉会館     | 総合福祉会館          | 平成 10 年 7 月 2 日  | 630.11      | 保健福祉課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |            | 総合福祉会館          | 平成 10 年 7 月 2 日  | 21.26       | 保健福祉課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |            | 総合福祉会館          | 平成 10 年 7 月 2 日  | 5.00        | 保健福祉課 | 現状維持 | 大規模改修 |
| 2  | 地域活動支援センター | 在宅ケアモデル住宅       | 平成 11 年 3 月 31 日 | 63.18       | 保健福祉課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |            | 在宅ケアモデル住宅（増築部分） | 平成 23 年 9 月 6 日  | 17.14       | 保健福祉課 | 現状維持 |       |
| 3  | 福祉農園       | 福祉農園休憩所         | 平成 20 年 9 月 16 日 | 11.34       | 保健福祉課 | 現状維持 |       |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和3（2021）年3月31日時点

※方針は個別施設計画等における方針

### (2) 施設の位置図



### （３）施設の現状と課題

- 総合福祉会館は、『和木町総合福祉会館条例』により、社会福祉の向上及びボランティア活動の振興並びに地域福祉増進の用に供し、もって町民の福祉の充実を図り、「健やかに暮らせるまちづくり」に寄与することを目的として設置されています。
- また、総合福祉会館は、災害時の二次避難所に指定されていますが、築 20 年以上が経過しています。施設本体及び設備に老朽化が見受けられ、今後、大規模改修等を検討する必要があります。
- 多くの人々が利用するため、安全面のほか衛生面にも留意した運営を行っていますが、次第に財政状況が厳しくなっています。これまで指定管理者制度を活用している施設についても、施設そのものの維持補修に係る経費は、開設以来、本町の負担とする旨協定締結していることから、今後も施設の老朽化による財政的な負担の増大が考えられます。

### （４）今後の管理方針

- 総合福祉会館は、令和 2（2020）年度において、トイレの改修を行っており、定期的なメンテナンスを実施していますが、今後、施設の長寿命化工事の実施を検討しています。

## 7. 行政系施設

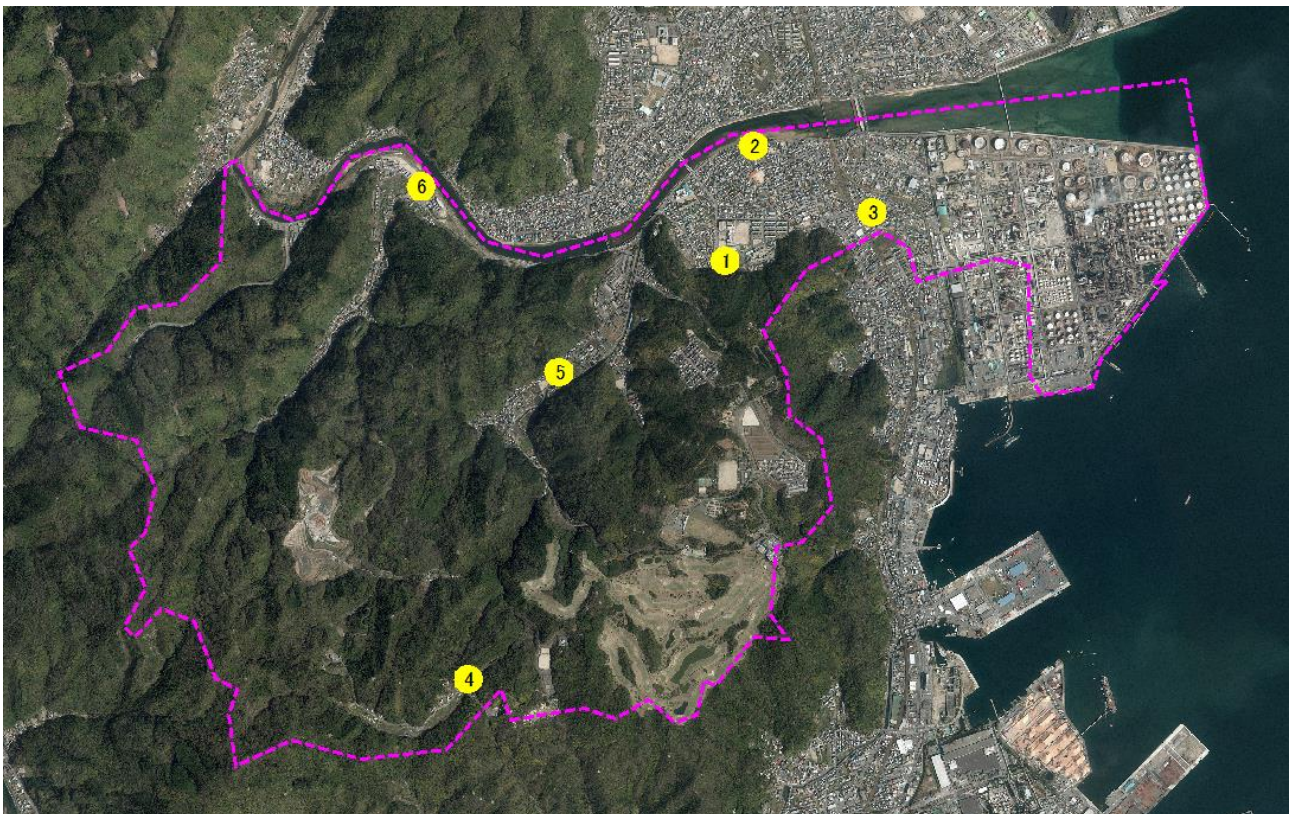
### (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称             | 建物名称                      | 建築年月日             | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画   |
|----|------------------|---------------------------|-------------------|-------------|-------|------|--------|
| 1  | 和木町役場            | 町役場庁舎                     | 昭和 50 年 11 月 15 日 | 2,938.26    | 企画総務課 | 長寿命化 | 長寿命化改修 |
|    |                  | 車庫及び機械室                   | 昭和 50 年 11 月 15 日 | 169.79      | 企画総務課 | 現状維持 | 長寿命化改修 |
|    |                  | 車庫                        | 平成元年 4 月 1 日      | 67.04       | 企画総務課 | 現状維持 | 長寿命化改修 |
| 2  | 第 1 分団<br>消防車庫   | 第 1 分団 消防<br>車庫           | 平成 3 年 3 月 29 日   | 276.37      | 企画総務課 | 現状維持 | 大規模改修  |
| 3  | あけぼの公園<br>消防団機材庫 | あけぼの公園消<br>防団機材庫(団本<br>部) | 平成 23 年 12 月 20 日 | 18.05       | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 4  | 大谷消防車庫           | 大谷地区消防団<br>機材庫            | 平成 23 年 12 月 7 日  | 18.05       | 企画総務課 | 現状維持 |        |
|    |                  | 第 2 分団 消防<br>車庫           | 昭和 63 年 7 月 28 日  | 14.79       | 企画総務課 | 現状維持 |        |
| 5  | 第 2 分団<br>消防車庫   | 第 2 分団 消防<br>車庫           | 平成 5 年 3 月 22 日   | 112.18      | 企画総務課 | 現状維持 | 大規模改修  |
| 6  | 第 3 分団<br>消防車庫   | 第 3 分団 消防<br>車庫           | 平成 3 年 3 月 29 日   | 112.18      | 企画総務課 | 現状維持 | 大規模改修  |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

### (2) 施設の位置図



### （３）施設の現状と課題

- 町役場庁舎については、建設から５０年近くが経過し、施設・設備の老朽化や耐震性、建物の狭あい化、災害時の防災拠点としての機能等様々な課題を抱えています。
- 消防に関連する施設は、町民の安心安全な生活を維持するために重要な役割を果たしていますが、一部の施設において、建築後相応の年数が経過していることから、今後の維持管理等について、さらなる費用の増加が見込まれています。

### （４）今後の管理方針

- 施設の維持管理については、利用状況や日常的・定期的な点検結果を踏まえながら、維持補修や長寿命化工事について優先度をつけて対応することで、費用削減と負担の平準化に努めます。
- 町役場庁舎については、修繕・改修工事を計画的に実施するとともに、『和木町地域防災計画』に合致した安全確保を検討していきます。

## 8. 公営住宅

## (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称     | 建物名称                         | 建築年月日             | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画  |
|----|----------|------------------------------|-------------------|-------------|-------|------|-------|
| 1  | 宮ノ下団地    | 宮ノ下団地 No.1<br>～No.4          | 昭和 28 年 3 月 31 日  | 183.48      | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |          | 宮ノ下団地 No.5<br>～No.8          | 昭和 29 年 6 月 30 日  | 183.48      | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
| 2  | 山の手団地    | 山の手団地第 1<br>棟                | 平成 8 年 9 月 10 日   | 963.88      | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |          | 山の手団地第 1<br>棟 物置 1           | 平成 8 年 9 月 10 日   | 15.30       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 1<br>棟 物置 2           | 平成 8 年 9 月 10 日   | 15.30       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 1<br>棟 プロパン庫          | 平成 8 年 9 月 10 日   | 11.44       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 2<br>棟                | 平成 12 年 9 月 8 日   | 963.87      | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |          | 山の手団地第 2<br>棟 物置 1           | 平成 12 年 9 月 8 日   | 15.30       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 2<br>棟 物置 2 プ<br>ロパン庫 | 平成 12 年 9 月 8 日   | 15.30       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 3<br>棟                | 平成 13 年 6 月 15 日  | 963.87      | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |          | 山の手団地第 3<br>棟 物置             | 平成 13 年 6 月 15 日  | 15.30       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 3<br>棟 プロパン庫          | 平成 13 年 6 月 15 日  | 15.30       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 4<br>棟                | 平成 9 年 9 月 17 日   | 963.87      | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |          | 山の手団地第 4<br>棟 物置             | 平成 9 年 9 月 17 日   | 15.30       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |          | 山の手団地第 4<br>棟 プロパン庫          | 平成 9 年 9 月 17 日   | 22.32       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |          | 山の手団地第 5<br>棟                | 平成 10 年 10 月 19 日 | 1,198.52    | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |          | 山の手団地第 5<br>棟 物置             | 平成 10 年 10 月 19 日 | 30.60       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |          | 山の手団地第 5<br>棟 プロパン庫          | 平成 10 年 10 月 19 日 | 7.68        | 都市建設課 | 現状維持 |       |
| 3  | 中央第 1 団地 | 中央第 1 団地<br>No.1～No.4        | 昭和 29 年 6 月 30 日  | 183.48      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え   |
|    |          | 中央第 1 団地<br>No.5～No.8        | 昭和 29 年 6 月 30 日  | 183.48      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え   |
| 4  | 中央第 2 団地 | 中央第 2 団地<br>No.1～No.6        | 昭和 29 年 6 月 30 日  | 275.22      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え   |
|    |          | 中央第 2 団地<br>No.7～No.12       | 昭和 29 年 6 月 30 日  | 275.22      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え   |
| 5  | 用作団地     | 用作団地 2                       | 平成 10 年 3 月 6 日   | 428.16      | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
| 6  | 旭ヶ丘団地    | 旭ヶ丘団地 No.1                   | 昭和 37 年 6 月 30 日  | 34.65       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |          | 旭ヶ丘団地 No.2                   | 昭和 37 年 6 月 30 日  | 34.65       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |          | 旭ヶ丘団地 No.3                   | 昭和 37 年 6 月 30 日  | 34.65       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

| 連番 | 施設名称  | 建物名称                 | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画  |
|----|-------|----------------------|------------------|-------------|-------|------|-------|
| 6  | 旭ヶ丘団地 | 旭ヶ丘団地 No.5<br>～No.6  | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 69.30       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 旭ヶ丘団地<br>No.11～No.1  | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 105.90      | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 旭ヶ丘団地<br>No.14～No.16 | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 105.90      | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 旭ヶ丘団地<br>No.17～No.22 | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 235.80      | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 旭ヶ丘団地<br>No.23～No.26 | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 121.44      | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 旭ヶ丘団地<br>No.27～No.28 | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 59.40       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 旭ヶ丘団地<br>No.29～No.30 | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 59.40       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 旭ヶ丘団地<br>No.31～No.32 | 昭和 37 年 6 月 30 日 | 59.40       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
| 7  | 瀬田団地  | 町営住宅                 | 昭和 41 年 11 月 1 日 | 254.52      | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 町営住宅（物置）             | 昭和 62 年 3 月 10 日 | 9.72        | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |       | 町営住宅（物置）             | 昭和 62 年 3 月 10 日 | 9.72        | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
| 8  | 坂根団地  | 坂根団地（第 1<br>棟）       | 平成元年 4 月 1 日     | 1,400.34    | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |       | 坂根団地（第 1<br>棟）倉庫     | 平成元年 4 月 1 日     | 26.50       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |       | 坂根団地（第 1<br>棟）倉庫     | 平成元年 4 月 1 日     | 26.50       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |       | 坂根団地（第 1<br>棟）倉庫     | 平成元年 4 月 1 日     | 26.50       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |       | 坂根団地（第 1<br>棟）倉庫     | 平成元年 4 月 1 日     | 26.50       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |       | 坂根団地（第 1<br>棟）倉庫     | 平成元年 4 月 1 日     | 26.50       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |       | 坂根団地（第 1<br>棟）倉庫     | 平成元年 4 月 1 日     | 26.50       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |       | 坂根団地（第 1<br>棟）倉庫 2   | 平成元年 4 月 1 日     | 5.00        | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | 坂根団地（第 2<br>棟）       | 平成 3 年 9 月 18 日  | 861.00      | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |       | 坂根団地（第 2<br>棟）倉庫     | 平成 3 年 9 月 18 日  | 17.67       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | 坂根団地（第 2<br>棟）倉庫     | 平成 3 年 9 月 18 日  | 17.67       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | 坂根団地（第 2<br>棟）倉庫     | 平成 3 年 9 月 18 日  | 17.67       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | 坂根団地（第 2<br>棟）倉庫     | 平成 3 年 9 月 18 日  | 17.67       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | 坂根団地（第 2<br>棟）倉庫     | 平成 3 年 9 月 18 日  | 17.67       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | 坂根団地（第 3<br>棟）       | 平成 3 年 9 月 18 日  | 431.00      | 都市建設課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
|    |       | 坂根団地（第 3<br>棟）倉庫     | 平成 3 年 9 月 18 日  | 8.83        | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | 坂根団地（第 3<br>棟）倉庫     | 平成 3 年 9 月 18 日  | 8.83        | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |       | プロパン庫                | 平成元年 4 月 1 日     | 5.00        | 都市建設課 | 現状維持 |       |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点  
※方針は個別施設計画等における方針

| 連番 | 施設名称  | 建物名称                    | 建築年月日             | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画 |
|----|-------|-------------------------|-------------------|-------------|-------|------|------|
| 9  | 関ヶ浜団地 | 関ヶ浜団地                   | 昭和 39 年 5 月 20 日  | 171.20      | 都市建設課 | 廃止   | 解体   |
| 10 | 緑ヶ丘団地 | 緑ヶ丘住宅第 1 棟              | 平成 23 年 11 月 16 日 | 1,763.96    | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |       | 緑ヶ丘住宅第 1 棟 プロパン庫        | 平成 23 年 11 月 16 日 | 5.06        | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |       | 緑ヶ丘住宅第 1 棟 仮駐車場         | 平成 23 年 11 月 16 日 | 40.43       | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |       | 緑ヶ丘団地第 2 棟              | 平成 30 年 12 月 18 日 | 1,530.73    | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |       | 緑ヶ丘団地第 2 棟 プロパン庫        | 平成 30 年 12 月 18 日 | 5.06        | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |       | 緑ヶ丘団地第 2 棟 駐輪場 (4 ユニット) | 平成 30 年 12 月 18 日 | 14.70       | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |       | 緑ヶ丘団地第 2 棟 駐輪場 (3 ユニット) | 平成 30 年 12 月 18 日 | 11.03       | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.1 ~ No.6       | 昭和 39 年 12 月 24 日 | 256.08      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.7 ~ No.12      | 昭和 39 年 12 月 24 日 | 256.08      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.13 ~ No.16     | 昭和 39 年 12 月 24 日 | 170.72      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.17 ~ No.20     | 昭和 39 年 12 月 24 日 | 170.72      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.25 ~ No.30     | 昭和 39 年 12 月 10 日 | 256.08      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.31 ~ No.36     | 昭和 41 年 3 月 31 日  | 262.80      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.31 ~ No.36 物置  | 昭和 41 年 3 月 31 日  | 10.72       | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.37 ~ No.42 物置  | 昭和 41 年 3 月 31 日  | 10.72       | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.49 ~ No.54     | 昭和 41 年 12 月 15 日 | 259.44      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.55 ~ No.58     | 昭和 41 年 12 月 15 日 | 172.96      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.59 ~ No.64     | 昭和 41 年 12 月 15 日 | 259.44      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.65 ~ No.70     | 昭和 42 年 11 月 20 日 | 262.80      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.107 ~ No.112   | 昭和 45 年 2 月 15 日  | 230.88      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.119 ~ No.124   | 昭和 45 年 2 月 15 日  | 262.80      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.131 ~ No.136   | 昭和 46 年 1 月 31 日  | 262.80      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.143 ~ No.148   | 昭和 48 年 1 月 31 日  | 283.56      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地 No.149 ~ No.154   | 昭和 49 年 3 月 31 日  | 283.56      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |       | 緑ヶ丘団地集会所                | 昭和 42 年 2 月 15 日  | 50.02       | 都市建設課 | 現状維持 | 解体   |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

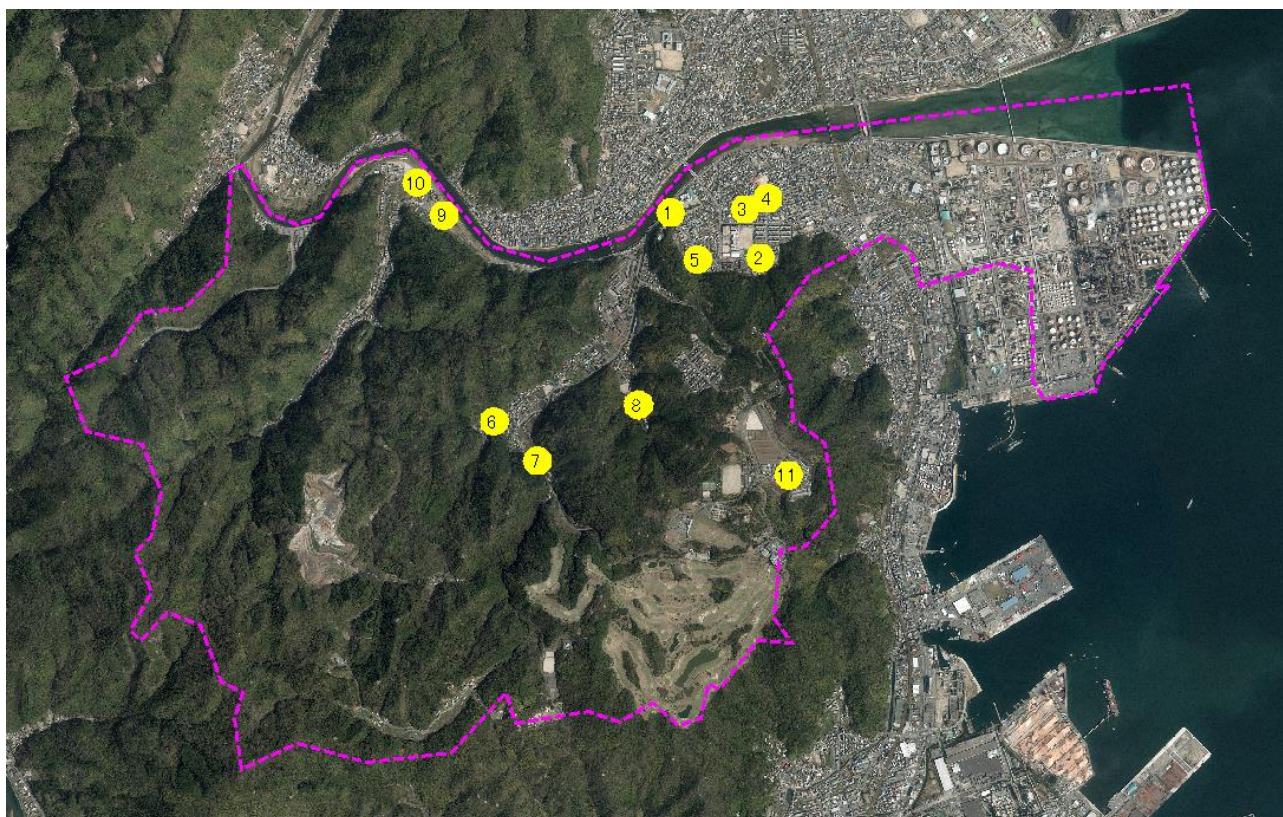
※方針は個別施設計画等における方針

| 連番 | 施設名称  | 建物名称             | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画 |
|----|-------|------------------|------------------|-------------|-------|------|------|
| 11 | 蜂ヶ峰住宅 | 蜂ヶ峰住宅 1<br>(2-5) | 平成 26 年 3 月 10 日 | 72.87       | 企画総務課 | 現状維持 |      |
|    |       | 蜂ヶ峰住宅 2<br>(5-6) | 平成 26 年 3 月 10 日 | 77.01       | 企画総務課 | 現状維持 |      |
|    |       | 蜂ヶ峰住宅 3<br>(7-8) | 平成 26 年 3 月 10 日 | 77.01       | 企画総務課 | 現状維持 |      |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

## （２）施設の位置図



---

### （３）施設の現状と課題

- 建設から 50 年以上が経過した施設もあり、町民の安全・快適・継続的な利用に課題があります。令和 4（2022）年度に個別施設計画にあたる『和木町営住宅等長寿命化計画』を見直し、それぞれの施設に関する調査及び今後の方針を決定する予定です。

---

### （４）今後の管理方針

- 『和木町営住宅等長寿命化計画』を着実に実行することで、計画的に公営住宅の用途廃止・建替え・維持補修・長寿命化を進め、費用負担の平準化に努めます。

## 9. 公園

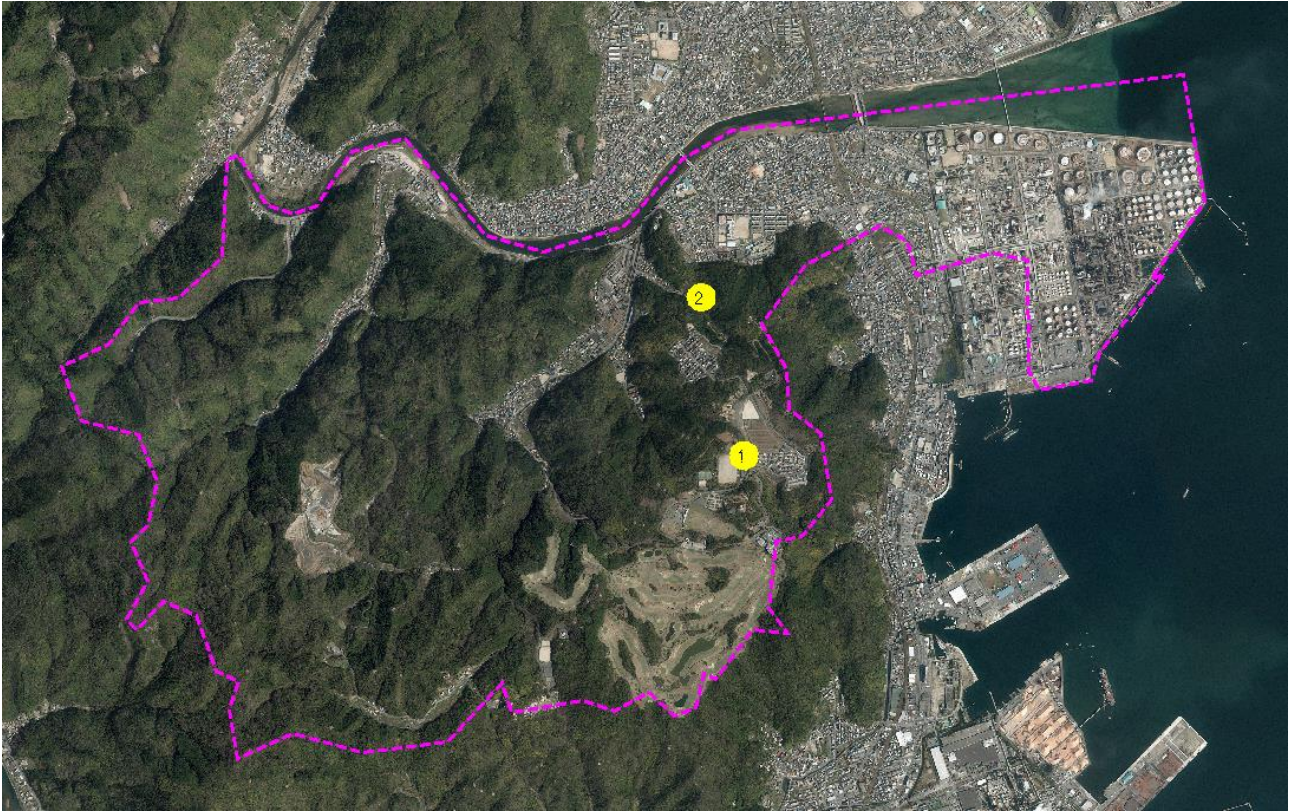
### (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称    | 建物名称               | 建築年月日             | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画   |
|----|---------|--------------------|-------------------|-------------|-------|------|--------|
| 1  | 蜂ヶ峯総合公園 | 管理事務所              | 昭和 61 年 11 月 20 日 | 636.02      | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | ハッチの家              | 平成 5 年 2 月 3 日    | 154.33      | 都市建設課 | 現状維持 | 一部解体   |
|    |         | 古民家                | 昭和 62 年 3 月 24 日  | 85.56       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 弓道場 射場             | 昭和 62 年 2 月 28 日  | 75.36       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 休憩棟 A 棟            | 昭和 63 年 4 月 1 日   | 63.60       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 休憩棟 B 棟            | 昭和 63 年 4 月 1 日   | 63.60       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 鳥小屋                | 平成元年 4 月 1 日      | 58.80       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | SL 駅舎              | 平成 2 年 4 月 1 日    | 51.44       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 弓道場 倉庫             | 昭和 62 年 4 月 1 日   | 48.60       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 便所（バラ園）            | 昭和 63 年 4 月 1 日   | 36.29       | 都市建設課 | 現状維持 | R3 建替え |
|    |         | ゆったりトイレ            | 平成 9 年 3 月 1 日    | 32.81       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 第 2 ポンプ棟           | 昭和 61 年 4 月 1 日   | 25.00       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 梅林休憩所              | 平成 7 年 3 月 30 日   | 24.00       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 便所（アプローチ<br>広場）    | 昭和 62 年 4 月 1 日   | 16.00       | 都市建設課 | 廃止   | 解体     |
|    |         | 蜂ヶ峯倉庫（キャン<br>プ場）   | 平成元年 4 月 1 日      | 12.20       | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 丸太小屋（キャン<br>プ場農薬庫） | 平成元年 4 月 1 日      | 9.40        | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 古民家 便所棟            | 昭和 62 年 3 月 24 日  | 6.45        | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 便所（キャンプ<br>場）      | 昭和 63 年 4 月 1 日   | 5.76        | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 便所                 | 昭和 61 年 4 月 1 日   | 5.06        | 都市建設課 | 現状維持 |        |
|    |         | 古民家 風呂場            | 昭和 63 年 4 月 1 日   | 3.54        | 都市建設課 | 現状維持 |        |
| 2  | 八幡山公園   | 便所                 | 平成元年 4 月 1 日      | 6.40        | 都市建設課 | 現状維持 |        |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

## （２）施設の位置図



## （３）施設の現状と課題

- 憩いの場として多くの町民に利用されていますが、事故が起きる前に早期発見・早期修繕を行う予防保全の考え方に基づき、継続的に安全性を確保するための取り組みが課題になっています。

## （４）今後の管理方針

- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。

## 10. 供給処理施設

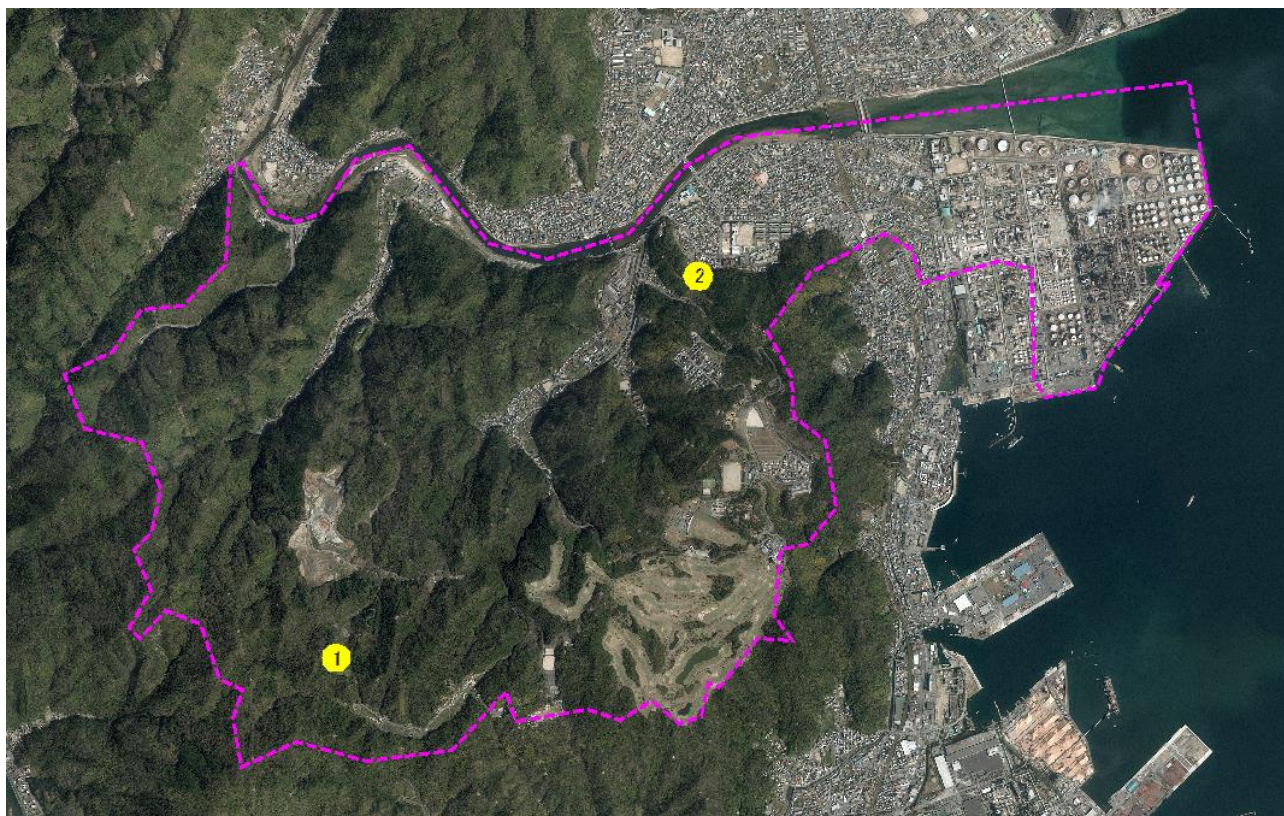
### (1) 施設概要

| 番号 | 施設名称      | 建物名称      | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課     | 方針   | 実施計画  |
|----|-----------|-----------|------------------|-------------|---------|------|-------|
| 1  | 塵芥処理場     | 塵芥処理場車庫   | 昭和 53 年 3 月 1 日  | 63.05       | 住民サービス課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |           | 不燃物作業場    | 平成 2 年 4 月 1 日   | 288.00      | 住民サービス課 | 現状維持 |       |
|    |           | 不燃物処理場休憩所 | 平成 4 年 2 月 21 日  | 79.38       | 住民サービス課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |           | 水処理施設     | 平成 5 年 11 月 10 日 | 10.50       | 住民サービス課 | 長寿命化 | 長寿命化  |
| 2  | リサイクルセンター | リサイクルセンター | 昭和 50 年 4 月 1 日  | 28.16       | 住民サービス課 | 現状維持 |       |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

### (2) 施設の位置図



### （３）施設の現状と課題

- 町民が排出した塵芥等を、保管・処理する場として利用されています。今後も健全に使用し続けるために、定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

### （４）今後の管理方針

- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。

## 11. その他施設

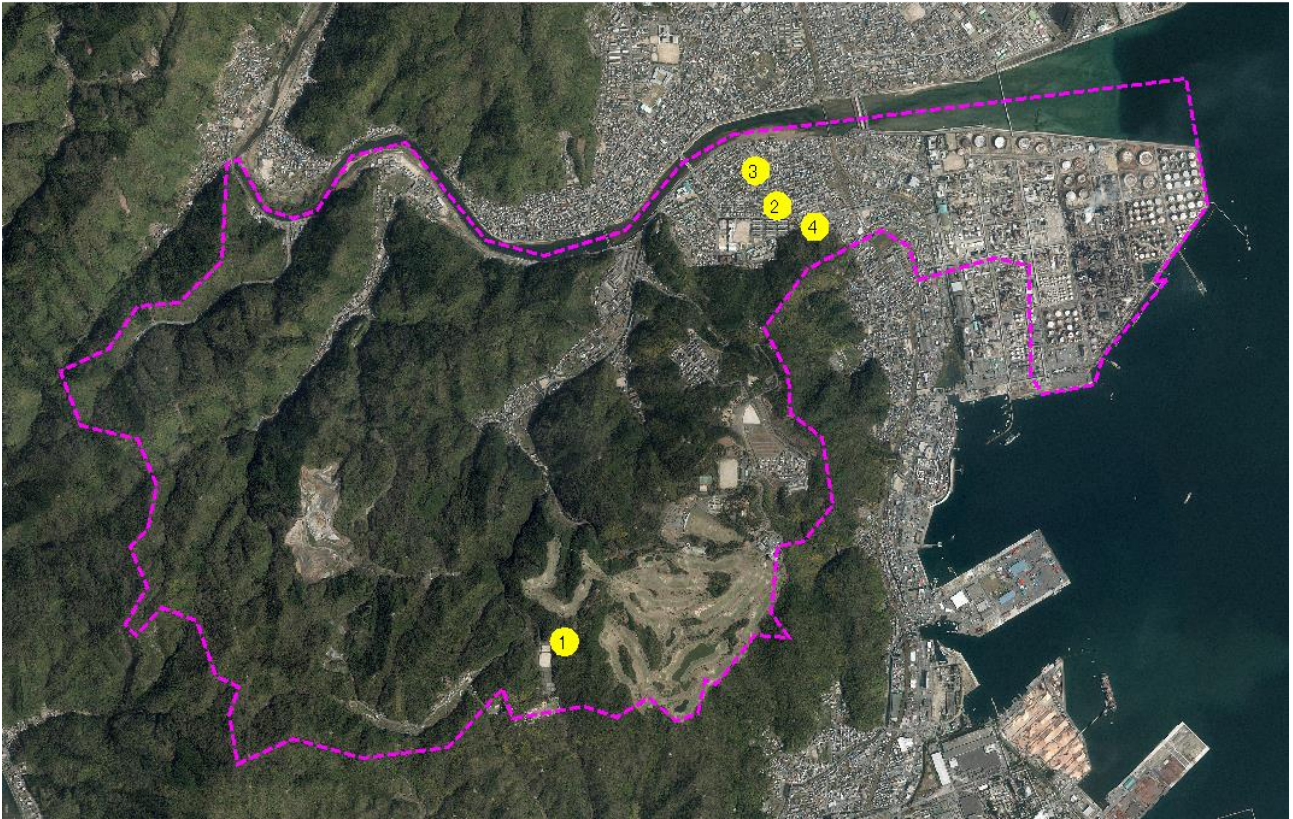
## (1) 施設概要

| 連番 | 施設名称          | 建物名称      | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課     | 方針   | 実施計画 |
|----|---------------|-----------|------------------|-------------|---------|------|------|
| 1  | 斎場            | 斎場        | 昭和 59 年 12 月 1 日 | 553.28      | 住民サービス課 | 長寿命化 | 長寿命化 |
|    |               | 墓地 ポンプ室   | 昭和 59 年 12 月 1 日 | 4.62        | 住民サービス課 | 長寿命化 | 長寿命化 |
|    |               | 墓地 便所     | 昭和 59 年 12 月 1 日 | 10.80       | 住民サービス課 | 長寿命化 | 長寿命化 |
|    |               | 斎場 ポンプ室   | 昭和 59 年 12 月 1 日 | 4.62        | 住民サービス課 | 長寿命化 | 長寿命化 |
| 2  | 和木保育所         | 保育所       | 昭和 54 年 2 月 28 日 | 388.07      | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 保育所（増築 1） | 平成 4 年 11 月 10 日 | 125.84      | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 保育所（増築 2） | 平成 11 年 4 月 1 日  | 66.07       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 保育所機械室    | 昭和 54 年 2 月 28 日 | 6.72        | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
| 3  | 和木幼稚園         | 園舎        | 昭和 43 年 3 月 1 日  | 558.00      | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 園舎        | 昭和 31 年 3 月 1 日  | 360.00      | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 園舎        | 昭和 31 年 3 月 1 日  | 212.00      | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 園舎        | 昭和 31 年 3 月 1 日  | 174.00      | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 車庫        | 昭和 59 年 9 月 1 日  | 45.00       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 倉庫        | 昭和 53 年 7 月 1 日  | 25.00       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 機械室       | 昭和 41 年 3 月 1 日  | 24.00       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 倉庫        | 昭和 43 年 3 月 1 日  | 15.00       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 倉庫        | 平成元年 6 月 1 日     | 15.00       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
| 4  | 教員住宅（和木 3 丁目） | 教員住宅      | 昭和 41 年 3 月 1 日  | 175.21      | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 教員住宅（倉庫）  | 昭和 61 年 9 月 10 日 | 10.72       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |
|    |               | 教員住宅（倉庫）  | 昭和 61 年 9 月 10 日 | 10.72       | 教育委員会   | 廃止   | 解体   |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

## （２）施設の位置図



## （３）施設の現状と課題

- 現在使用されていない施設については、よりよい活用方法を模索するとともに、使用している施設については、今後も健全に使用し続けるために、定期的なメンテナンスを行っていくこととします。

## （４）今後の管理方針

- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。

## 12. 土木系公共施設

### (1) 施設概要

| 類型区分        | 大分類 | 中分類 | 小分類    | 実延長 (m)   | 道路部面積 (㎡)  |
|-------------|-----|-----|--------|-----------|------------|
| 土木系<br>公共施設 | 道路  | 町道  | 1 級町道  | 9,553.00  | 81,980.00  |
|             |     |     | 2 級町道  | 5,559.00  | 42,227.00  |
|             |     |     | その他の町道 | 36,243.00 | 125,490.00 |
|             |     | 林道  | 林道     | 4,334.00  | 15,630.00  |
|             | 橋梁  | 橋梁  | PC 橋   | 146.70    | 2,624.90   |
|             |     |     | RC 橋   | 101.25    | 505.21     |
|             |     |     | 鋼橋     | 29.84     | 76.50      |
|             |     |     | 木橋     | 3.60      | 2.52       |
|             |     |     | 石橋     | 2.70      | 8.91       |

※令和3年（2021年）3月31日時点

### (2) 施設の現状と課題

- 道路及び橋梁は、日常生活を支える重要なインフラ施設であり、日常的に適切な形で維持管理されていることが求められていると同時に、維持補修や長寿命化に要する費用の平準化を実現し、工法の見直し等により、費用そのものの削減も課題となっています。

### (3) 今後の管理方針

#### ①道路

- 日常点検や定期点検、異常時の点検を行いながら、同時に補修工事を実施する等、インフラの維持管理に努めます。

#### ②橋梁

- 令和4（2022）年度に見直しする、『和木町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、計画的に長寿命化を進めます。
- また、5年に1回の近接目視による定期点検を行い、適切な管理を行います。

## 13. 企業会計施設（簡易水道施設）

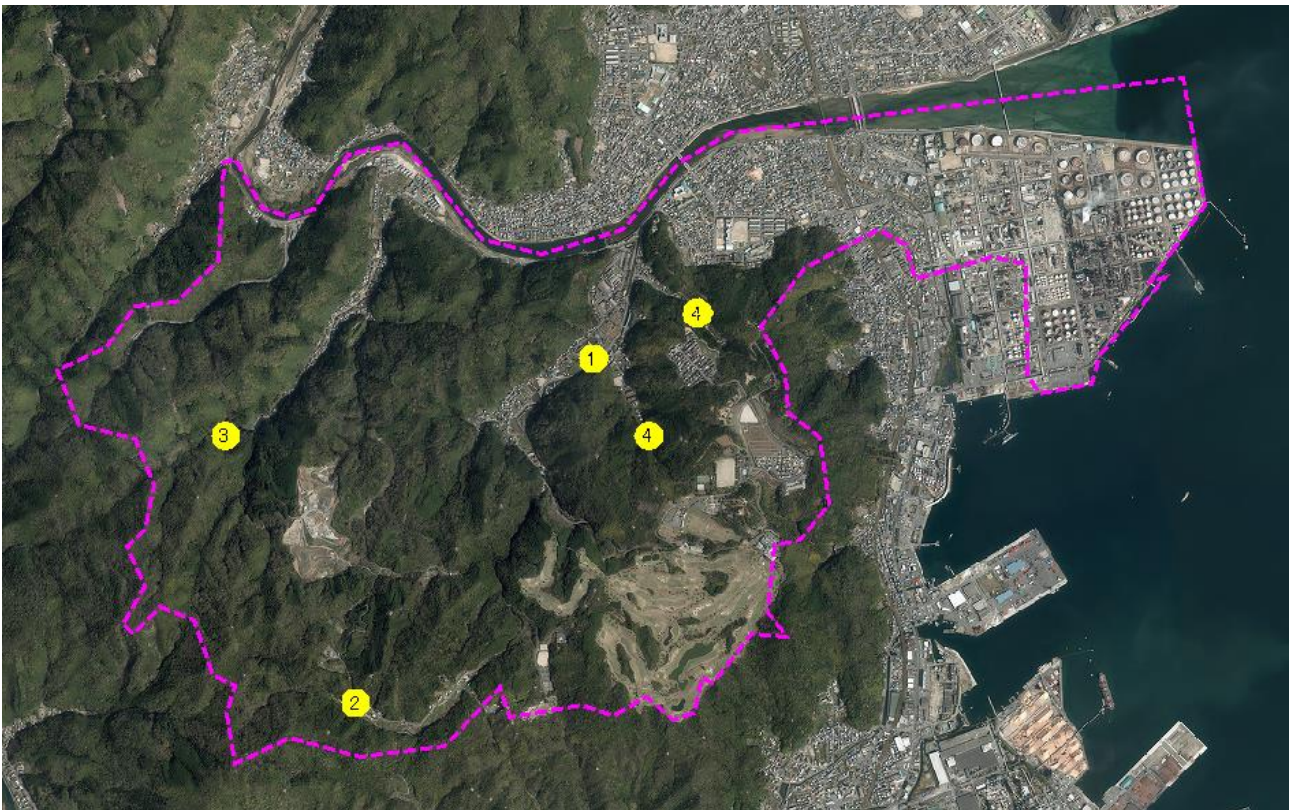
### （１）施設概要

| 連番 | 施設名称   | 建物名称      | 建築年月日             | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画 |
|----|--------|-----------|-------------------|-------------|-------|------|------|
| 1  | 瀬田浄水場  | ポンプ室      | 昭和 57 年 3 月 8 日   | 204.54      | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |        | 瀬田配水池の上屋  | 昭和 38 年 3 月 1 日   | 14.74       | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
| 2  | 大谷浄水場  | ポンプ室      | 昭和 49 年 3 月 1 日   | 7.78        | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |        | 大谷配水池の上屋  | 昭和 49 年 3 月 1 日   | 4.20        | 都市建設課 | 現状維持 |      |
| 3  | 関ヶ浜浄水場 | 関ヶ浜減菌室    | 昭和 52 年 12 月 23 日 | 10.80       | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
|    |        | 関ヶ浜ろ過池    | 昭和 52 年 12 月 23 日 | 59.96       | 都市建設課 | 現状維持 | 建替え  |
| 4  | その他施設  | つつじヶ丘ポンプ所 | 昭和 63 年 3 月 31 日  | 18.88       | 都市建設課 | 現状維持 |      |
|    |        | 坂根ポンプ所    | 昭和 62 年 3 月 31 日  | 11.60       | 都市建設課 | 現状維持 |      |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点

※方針は個別施設計画等における方針

### （２）施設の位置図



### （３）施設の現状と課題

- 簡易水道施設は、住民等の日常生活に必要不可欠なライフラインの一つである水の供給処理を行う施設として利用しています。
- 施設のうち、設置されてから 50 年近く経過する施設もあります。
- 今後、人口減少等により、給水人口の減少が考えられ、施設・設備の統廃合（ダウンサイジング）や合理化（スペックダウン）等の検討が必要となってきます。
- 現時点では、施設・設備は現状を維持し続けることとしていますが、更新費用等については、大きな課題として今後も検討していく必要があります。
- 住民生活に直結した施設であるため、今後も定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

### （４）今後の管理方針

- 『和木町簡易水道事業基本計画』（令和 2（2020）年 3 月）に基づき、計画的に施設整備を進めます。
- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。

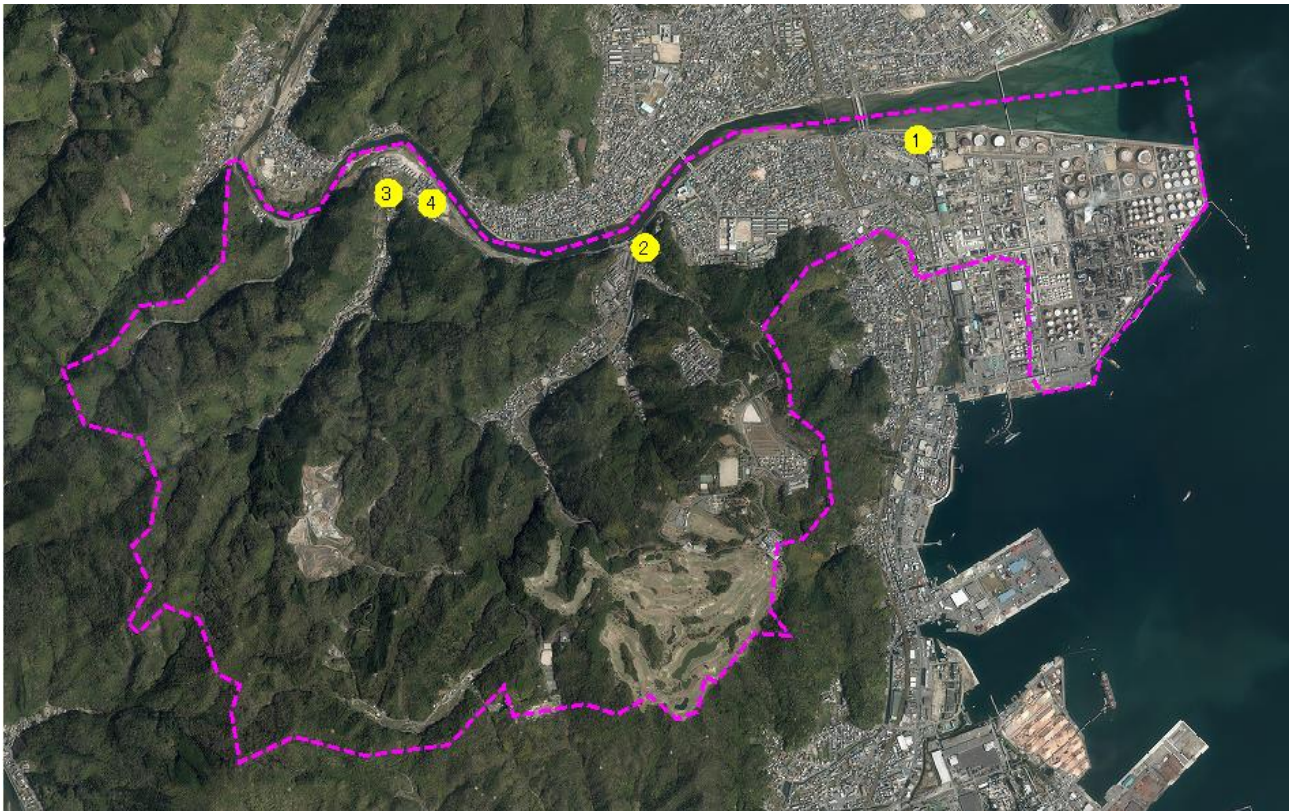
## 14. 企業会計施設（下水道施設）

### （１）施設概要

| 連番 | 施設名称                   | 建物名称          | 建築年月日            | 延床面積<br>(㎡) | 所属課   | 方針   | 実施計画  |
|----|------------------------|---------------|------------------|-------------|-------|------|-------|
| 1  | 和木<br>ポンプ場             | ポンプ室          | 昭和 47 年 2 月 28 日 | 876.07      | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
|    |                        | 洗砂設備          | 平成 15 年 3 月 10 日 | 86.88       | 都市建設課 | 廃止   | 解体    |
|    |                        | 脱臭設備機械室       | 平成 15 年 3 月 10 日 | 5.76        | 都市建設課 | 現状維持 |       |
|    |                        | 凍結防止剤保管庫      | 平成 23 年 8 月 8 日  | 16.16       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
| 2  | 公共下水道<br>瀬田中継<br>ポンプ場  | ポンプ室          | 昭和 55 年 3 月 31 日 | 86.05       | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |
| 3  | 公共下水道<br>関ヶ浜中継<br>ポンプ室 | ポンプ室          | 昭和 53 年 4 月 1 日  | 29.07       | 都市建設課 | 現状維持 |       |
| 4  | 関ヶ浜<br>ポンプ場            | 関ヶ浜雨水ポンプ<br>場 | 平成 4 年 1 月 28 日  | 104.04      | 都市建設課 | 現状維持 | 大規模改修 |

※固定資産台帳をもとに一覧を作成、令和 3（2021）年 3 月 31 日時点  
※方針は個別施設計画等における方針

### （２）施設の位置図



### （３）施設の現状と課題

- 住民生活に不可欠なライフラインの一つである水の処理をする場として利用しています。
- 住民生活に直結した施設のため、今後も定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

### （４）今後の管理方針

- 簡易水道施設と同様に、計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、ライフサイクルコストの削減と費用負担の平準化に努めます。
- 『和木町下水道事業経営戦略』（令和３（2021）年３月）において、下水道施設の経営に係る基本方針を定めています。

## 15. 一部事務組合

## (1) 施設概要

| 名称               | No. | 施設名称                     | 所在<br>市町 | 建築年度<br>(西暦) | 延床面積<br>(㎡) |           | 構成<br>団体          |
|------------------|-----|--------------------------|----------|--------------|-------------|-----------|-------------------|
| 岩国地区消防組合         | 1   | いわくに消防防災センター             | 岩国市      | 2015         | 8,715.12    | 11,825.74 | 岩国市<br>和木町        |
|                  | 2   | 中央消防署東出張所                | 和木町      | 1973         | 333.04      |           |                   |
|                  | 3   | 中央消防署南出張所                | 岩国市      | 1973         | 279.00      |           |                   |
|                  | 4   | 中央消防署玖西出張所               |          | 1973         | 244.10      |           |                   |
|                  | 5   | 中央消防署玖西出張所<br>玖珂機関員駐在所   |          | 1986         | 130.00      |           |                   |
|                  | 6   | 中央消防署西分署庁舎               |          | 2019         | 1,433.16    |           |                   |
|                  | 7   | 中央消防署玖北第一出張所             |          | 1973         | 221.08      |           |                   |
|                  | 8   | 中央消防署玖北第一出張所<br>錦機関員駐在所  |          | 2013         | 89.43       |           |                   |
|                  | 9   | 中央消防署玖北第二出張所             |          | 1973         | 213.94      |           |                   |
|                  | 10  | 中央消防署玖北第二出張所<br>本郷機関員駐在所 |          | 1987         | 166.87      |           |                   |
| 玖珂地方老人福祉<br>施設組合 | 1   | 久楽荘 東寮                   | 岩国市      | 1983         | 1,196.85    | 6,959.96  | 岩国市<br>和木町        |
|                  | 2   | 久楽荘 西寮                   |          | 1999         | 3,660.88    |           |                   |
|                  | 3   | 松風荘                      |          | 1996         | 2,102.23    |           |                   |
| 周陽環境整備組合         | 1   | 周陽環境整備センター               | 岩国市      | 1994         | 3,142.59    | 5,141.89  | 岩国市<br>周南市<br>和木町 |
|                  | 2   | 余熱利用温水プール(グリーン<br>ンオアシス) |          | 1995         | 1,999.30    |           |                   |

※いわくに消防防災センターは、岩国市保有施設

## (2) 施設の現状と課題

- 本町は、岩国市及び周南市と3つの一部事務組合を設置しています。

## (3) 今後の管理方針

- 一部事務組合の施設については、構成団体と協議のうえ、施設に関する今後の取組方策を検討し、施設の最適化を図ります。

## 巻末資料

1. 更新費用推計条件設定
  - (1) 総務省配布ソフトによる更新費用の条件設定
  - (2) 長寿命化を考慮した更新費用の条件設定
2. 参考資料等

## 1. 更新費用推計条件設定

### (1) 総務省配布ソフトによる更新費用の条件設定

総務省配布ソフトによる更新費用シミュレーションの条件設定は、以下のとおりです。

- 更新費用の推計額

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。

- 計算方法

耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する(延床面積×更新単価)。

- 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価をもとに用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等を含むものとする。

- 大規模改修単価

建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。

- 耐用年数

標準的な耐用年数とされる60年を採用する。日本建築学会『建物の耐久計画に関する考え方』より。

- 大規模改修

建築後30年で行うものとする。

- 地域格差

地域差は考慮しないものとする。

- 経過年数が31年以上50年までのもの

今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

- 経過年数が51年以上のもの

建替え時期(建築から60年)に近いことから、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。

- 耐用年数が超過しているもの

今後 10 年間で均等に更新するものとして計算する。

- 建替え期間

設計、施工と複数年度に渡り費用が掛かることを考慮し、建替え期間を 3 年間として計算する。

- 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を 2 年間として計算する。

図表：総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

| 施設用途             | 大規模改修   | 建替え     |
|------------------|---------|---------|
| 学校教育系施設          | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 町民文化系施設          | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 社会教育系施設          | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 子育て支援施設          | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 保健・福祉施設          | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 行政系施設            | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 公営住宅             | 17 万円/㎡ | 28 万円/㎡ |
| 公園               | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 供給処理施設           | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| その他              | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |

| 施設用途             | 更新年数 | 更新単価         |
|------------------|------|--------------|
| 道路               | 15 年 | 4,700 円/㎡    |
| 橋梁               | 60 年 | 448 千円/㎡     |
| 上水道（管径により金額が異なる） | 40 年 | 100～923 千円/m |
| 下水道（管径により金額が異なる） | 50 年 | 61～295 千円/m  |

## （２）長寿命化を考慮した更新費用の条件設定

長寿命化を考慮した更新費用シミュレーションの条件設定は以下のとおりです。

- 更新費用の推計額

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。

- 計算方法

耐用年数経過後に削減方針の延床面積等で更新すると仮定して計算する（延床面積×更新単価）。

- 更新単価

総務省公共施設等更新費用試算ソフトの建替え単価を使用する。

- 大規模改修単価

建替えの 2.5 割と想定し、この想定単価を設定する。

- 長寿命化改修単価

建替えの 6 割と想定し、この想定単価を設定する。

- 耐用年数

長寿命化を考慮した耐用年数を 80 年とする。

- 大規模改修

建築後 20 年、60 年で行うものとする。

- 長寿命化改修

建築後 40 年で行うものとする。

- 建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を 3 年間として計算する。

- 修繕期間

大規模改修の修繕期間を 1 年間、長寿命化改修の修繕期間を 2 年間として計算する。

図表：長寿命化を考慮した更新単価

| 施設用途             | 大規模改修     | 長寿命化改修    | 建替え     |
|------------------|-----------|-----------|---------|
| 学校教育系施設          | 8.25 万円/㎡ | 19.8 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 町民文化系施設          | 10 万円/㎡   | 24 万円/㎡   | 40 万円/㎡ |
| 社会教育系施設          | 10 万円/㎡   | 24 万円/㎡   | 40 万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 9 万円/㎡    | 21.6 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 子育て支援施設          | 8.25 万円/㎡ | 19.8 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 保健・福祉施設          | 9 万円/㎡    | 21.6 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 行政系施設            | 10 万円/㎡   | 24 万円/㎡   | 40 万円/㎡ |
| 公営住宅             | 7 万円/㎡    | 16.8 万円/㎡ | 28 万円/㎡ |
| 公園               | 8.25 万円/㎡ | 19.8 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 供給処理施設           | 8.25 万円/㎡ | 19.8 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| その他              | 9 万円/㎡    | 21.6 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |

※総務省『公共施設等更新費用試算ソフト』及び『文部科学省『学校施設の長寿命化計画策定に係る手引』を参考

図表：部位別修繕費単価

| 部位名称  | 修繕単価       |
|-------|------------|
| 屋根・屋上 | 5,700 円/㎡  |
| 外壁    | 12,500 円/㎡ |
| 内部仕上  | 33,200 円/㎡ |
| 電気設備  | 45,600 円/㎡ |
| 機械設備  | 33,600 円/㎡ |

※建築保全センターの『LCC計算プログラム』を参考

図表：解体費用単価

| 建物構造 | 解体費用単価     |
|------|------------|
| 非木造  | 35,000 円/㎡ |
| 木造   | 15,000 円/㎡ |

※総務省『公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果』を参考

## 2. 参考資料等

- (1) 和木町総合計画
- (2) 和木町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (3) 和木町人口ビジョン
- (4) 和木町国土強靱化地域計画
- (5) 和木町都市計画マスタープラン
- (6) 和木町耐震改修促進計画
- (7) 和木町公共施設等総合管理計画（初版）
- (8) 和木町個別施設計画
- (9) 和木町地域防災計画
- (10) 和木町教育振興基本計画
- (11) 和木町学校施設長寿命化計画
- (12) 和木町公営住宅等長寿命化計画
- (13) 和木町橋梁長寿命化修繕計画
- (14) 和木町簡易水道事業経営戦略
- (15) 和木町簡易水道事業基本計画
- (16) 和木町下水道事業経営戦略
- (17) 広島広域都市圏発展ビジョン
- (18) 国勢調査
- (19) 決算統計
- (20) 財政状況資料集
- (21) 財務書類
- (22) 固定資産台帳
- (23) 学校施設台帳

# 和木町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月発行

平成 30 年 5 月改訂

令和 4 年 3 月改訂

和木町 企画総務課

〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木 1 丁目 1 番 1 号

電話：0827-52-2135（代表）